

# 平成17年田村市議会12月定例会会議録

(第4号)

会議月日 平成17年12月12日(月曜日)

## 出席議員(66名)

議長 三瓶利野

1番	七海博	議員	2番	木村高雄	議員
3番	箭内幸一	議員	4番	佐藤貴夫	議員
5番	渡邊勝	議員	6番	吉田一郎	議員
7番	佐藤喬	議員	8番	佐藤義博	議員
9番	佐藤忠	議員	10番	先崎温容	議員
11番	永山弘	議員	12番	吉田紳太郎	議員
13番	遠藤文雄	議員	14番	石井市郎	議員
15番	新田耕司	議員	16番	本田芳一	議員
17番	秋元正登	議員	18番	根本浩	議員
19番	橋本紀一	議員	21番	新田秋次	議員
22番	石井俊一	議員	23番	橋本善正	議員
24番	松本道男	議員	25番	吉田文夫	議員
26番	渡辺勇三	議員	28番	村上好治	議員
29番	猪瀬明	議員	30番	宗像清二	議員
31番	渡辺ミヨ子	議員	32番	松本敏郎	議員
33番	小林寅賢	議員	34番	松本熊吉	議員
35番	宗像宗吉	議員	36番	本田仁一	議員
37番	浦山行男	議員	38番	白岩行	議員
39番	横井孝嗣	議員	40番	白岩吉治	議員
42番	本田正一	議員	43番	吉田忠	議員
44番	白石治平	議員	45番	渡邊鐵藏	議員
46番	早川栄二	議員	48番	箭内仁一	議員

49番	村越崇行	議員	50番	長谷川元行	議員
51番	橋本文雄	議員	52番	石井忠治	議員
53番	安藤勝	議員	54番	半谷理孝	議員
55番	吉田豊	議員	56番	佐久間金洋	議員
57番	照山成信	議員	58番	佐藤孝義	議員
59番	松本哲雄	議員	60番	大和田一夫	議員
61番	渡邊文太郎	議員	62番	安藤嘉一	議員
63番	佐藤弥太郎	議員	64番	面川俊和	議員
65番	松崎功	議員	66番	宗像公一	議員
67番	柳沼博	議員	68番	橋本吉△村	議員
69番	菅野善一	議員			

---

欠席議員（3名）

27番	小林清八	議員	41番	石井喜壽	議員
47番	吉田正直	議員			

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚宥暲	助役	鹿俣潔
収入役	村上正夫	総務部長	相良昭一
企画調整部長	郡司健一	生活福祉部長 兼福祉事務所長	秋元正信
産業建設部長	塚原正	滝根行政局長	青木邦友
大越行政局長	吉田良一	都路行政局長	新田正
常葉行政局長	白石幸男	船引行政局長	佐藤輝男
総務部総務課長	佐藤健吉	総務部財政課長	助川弘道
総務部税務課長	吉田拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺貞一
生活福祉部 保健課長	加藤与市	産業建設部 産業課長	加藤久雄

産業建設部 参事兼建設課長	宗 像 正 嗣	産業建設部 下水道課長	渡 辺 行 雄
出納室長	宗 像 トク子	教育委員長	白 岩 正 信
教 育 長	大 橋 重 信	教育次長兼教育総務課長 事務取扱	宗 像 泰 司
教育委員会事務局 学校教育課長	佐久間 光 春	教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀 越 則 夫
選挙管理委員長	鈴 木 季 一	選挙管理委員会 事務局 長	佐 藤 健 吉
代表監査委員	武 田 義 夫	監査委員事務局 長	白 石 喜 一
農業委員会 事務局 長	塚 原 正	農業委員会 事務局総務課長	根 本 徳 位
水道事業所長	助 川 俊 光		

---

事務局出席職員職氏名

事務局 長	白 石 喜 一	総 務 課 長	渡 辺 新 一
主 任 主 査	石 井 孝 行	主 任 主 査	斎 藤 忠 一
主 事	渡 辺 誠	主 事	大 越 貴 子

---

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前 10 時 01 分 開議

議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

申し上げます。65番松崎 功君は出席がおくれます。

会議規則第 2 条の規定による欠席の届け出者は、27番小林清八君、41番石井喜壽君、47番吉田正直君であります。

公務により農業委員会会長宗像紀人君は、本日欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は65名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第4号）のとおりであります。

---

#### 日程第1 一般質問

議長（三瓶利野） 日程第1、一般質問を行います。

通告の順序により、57番照山成信君の発言を許します。照山成信君。

（57番 照山成信議員 登壇）

57番（照山成信） 57番照山成信。

通告によりまず一般質問を通告の順序により行います。

質問に先立ちまして議長にお願いを申し上げます。私は、規則に基づき質問事項と質問の要旨について通告をし、要旨について説明する立場にあります。その説明の内容が過去の議会に臨むみずからの感懐や議決の結果を引用して説明することは許されるものと理解をしておりますので、私に許された発言の時間、私の発言を見守っていただきたいと思っております。

不適切な発言は、会期中であればみずからこれを取り消すことも可能でございますし、また、議長のアドバイスのもとに取り消し手続のあることも承知をいたしております。また、議員の発言中、議長の議事整理権の行使の対象となる規則があることも承知をいたしております。

ただ、ただいま申し上げたような意味で申し上げますなら、12月9日第5日目の49番議員の一般質問の発言は最後まで聞いておきたかったことだというふうに理解をするところでございます。

当日の議会が終わった後、傍聴の方々から「あの話の結末を聞きたかった」、「あれはどのような話だったのでしょか」ということを聞かれまして、私も答えに窮したところでございます。「議員の自分たちの問題だったので、おれたちには聞かせたくなかったので議長はあの発言をとめたのではないんですか」という電話をいただきました。このようなことを申し添えて、議長への私からのお願いといたしまして、早速質問に入らせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、クラスター方式の行政執行について、市長にお伺いを申し上げます。

田村市は合併して9カ月が過ぎました。現在、市民の最大の関心事は、田村市誕生の折

市民に約束をいたしましたクラスター方式による行政執行に対する期待と不安でございます。合併協議会議事録並びに市長の度重なる機会あるごとの市長の御説明から、クラスター方式の根幹をなすものの一つに、現地解決型の行政執行を目指す考えがお示しになられております。このことは言いかえますと、質を同じくしてそれぞれ独立しているものとの解釈をすることができる、だと私は思っています。もっとわかりやすく申し上げますなら、地域審議会の自立した運営と市民の代表であります区長と行政局長である行政局長との話の中ですべて満たされた形で整理がされるということだというふうに考えることができるのではないかと、このような考えに基づき次の質問をいたします。

まず1点目は、平成18年度予算編成に当たって、このクラスター方式はどのように生かされるのか、その基本的考え方をお聞かせいただきます。従来の予算編成の仕方とクラスター方式を導入した折の予算の編成の仕方の違いをわかりやすく御説明をいただきます。

2点目、合併協定事項に、「5年を目途に調整する」という項目が数多くありますが、平成18年度の調整項目を明らかにしていただきたいし、また、その結論に至った経過についても御説明をいただきたいと思っております。

3点目、クラスター方式が市職員に理解されていないように見受けられる点があると私は感じております。行政局長の「役割」「任務」「権限」について再度確認をしたいので明らかにしていただきたいと思っております。この際、特に行政局長の財政出動に対する行政局長の持つ権限について詳細わかりやすく御説明をいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 57番照山成信議員のクラスター方式による行政執行についての御質問にお答えをいたします。

初めに、平成18年度予算編成に当たって、このクラスター方式はどのように生かされているのかについて申し上げます。

平成18年度予算編成に当たりましては、9月27日に本庁・行政局長の全課長を招集をいたしまして、平成18年度の予算編成の考えなどについて指示をいたし、現在予算編成作業を進めているところでございます。平成18年度の予算編成の基本的な考え方につきましては、44番白石治平議員のほか各議員の御質問にお答えしたとおりであります。その進め方に当たりましては、各行政局長からの予算要求を受け、本庁各課が取りまとめ調整の上、財政担当との協議を行っております。

各行政局長とも合併前の旧町村それぞれが進めてきたまちづくりを継承する立場から積算

がなされ予算要求されたものと考えております。また、合併協議の中で決定されました旧町村が保有していた財政調整基金のうち、新市に持ち寄るものとされたものを除いた額及び平成16年度決算に伴う剰余金を各行政局の地域振興基金に積み立て、合併前の旧町村の地域振興に資する事業の財源に充てることといたしております。

この基金の用途につきましては、各行政局が自主的・主体的に企画立案し、事業の実施を進めることになっており、平成18年度予算に計上されることとなりますので、クラスター方式の理念が生かされるものと考えております。一方、クラスター方式とは言え、合併によって一つの自治体となったわけでありますので、どの地域に住もうとも田村市民としての同質、同量の行政サービスを楽しむことが基本でありますので、クラスターの考え方を尊重するとともに、合併協定書、新市建設計画及び合併協議会の協議内容を指針として田村市としての一体感を持った予算編成に努めてまいります。

次に、合併協定事項に「5年を目途に調整をする」項目が数多くあったが、平成18年度の調整項目を明らかにされたいについて申し上げます。

合併協定書の協定項目により申し上げますが、1年以内とされていたものが51件、2年以内とされたものが1件、3年以内とされたものが6件、5年以内とされたものが3件、その他時限が明示されていないものが1件であります。

これらについての取り組み状況につきましては、1年とされたもののうち29件が実施済みで、来年度から実施される見込み、あるいは検討中のものが22件であります。2年以内とされていた中学生の海外派遣研修事業につきましては、空白期間を設けるべきでないとの考えから今年度実施をいたしました。平成18年度において田村市として統一して実施をしていきたいと考えております。3年以内とされた新庁舎建設や合併浄化槽設置事業補助金の調整など6件につきましては、今後検討することといたしております。

5年以内とされた国民健康保険税の税率調整及び高齢者福祉事業の段階的調整など3件につきましても、平成18年度から段階的に調整し、予算にも反映できるように努めてまいります。

次に、クラスター方式が市職員に理解されていないように見受けられる点がある。行政局長の「役割」「任務」「権限」について再度確認したいので説明されたいについて申し上げます。

クラスター方式が職員に理解されていないように見受けられる点があるとおたがいでありますが、新市建設計画の第1章まちづくりの基本方針第1節まちづくりの基本理念に

クラスター方式によるまちづくりが明示されておりますように、住民の皆様には直接かかわるものは行政局で、行政局が担うことができないもの、または担うことが適当でないと思われる事務は本庁で行うと現地解決型としての本旨に基づいて職務に当たっていると理解をいたしております。しかしながら、職員が十分に理解しているかと考えますと、新たな組織機構でもありますので、現状で十分であるとは認識いたしておりませんので、今後も引き続き機会を設けて共通理解に努めてまいります。

次に、行政局長の「役割」「任務」「権限」につきましては、4番佐藤貴夫議員の質問にもお答えをしたところでありますが、行政局は現地解決型の総合事務所の機能を持たせており、行政局長にはその地域の振興策の企画立案、あるいは産業の振興といったその地域に密着した課題への対応や道路等基盤整備計画、委託の決定や、負担金補助及び交付金の決定など、田村市事務決裁規定に基づく専決権、並びに田村市財務規則に基づく一定範囲の予算執行権を付与しているところであります。また、行政組織機構、行政局長の権限を含めた事務分掌、専決規定等につきましては迅速かつ効率的に行われているのか、改善の余地がないのかを検証いたしてまいります。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、再質問を1点だけさせていただきます。

この議会を市民の代表であります区長さんが傍聴をなさっていますので、そのところだけ整理をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

それは、先ほど言った本庁で担うもの以外のものは現地解決型でいくということでございますから、私が言った区長さんが行政局長さんと相談をして、まとまらないものはほとんどないと、本庁で持つもの以外はほとんどそこで解決ができるというふうに理解をしてよろしいのかどうか。

それから、予算が伴う場合、補正予算の対象にも当然なり得る議題も出てくるんだろうというふうに思いますが、そのとき予算がないのでという話ではなくて、補正の対象にしてこういうふうな段取りでこんなふうにしたいというようなことが可能かどうか、このところだけひとつ御説明をいただきます。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 57番照山議員の再質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の行政区長さん方と行政区内の物事の決定というようなことでございますが、先ほど来、申し上げますように、行政局でできるものは行政局で、現地解決型

というふうな整理をいたしておりますので、ほぼそのような形でできるというふうに考えております。

第2点目の予算がないのでというような御質問でございましたが、ただいまお話に出ていましたように、予算がないからできないということではなくて、予算がなければその方法をどうするか、補正予算をやるのか、その問題につきましても十分そういう予算がないからできないということではないというふうに理解をしておりますので、方法論はあると思います。その状況に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、2番目の質問に入る前に、地域振興基金、この基金は行政局長さんと、それから区長さん方で創意工夫を生かして、生かされる予算というふうなことに理解をして、区長さん方といろいろ勉強をしながら素敵な地域をつくってまいりたいと私自身も考えますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目。次に、二つ目のアスベスト並びに環境ホルモンなどの市民生活の安全対策について伺ひます。

私は、本件に対して船引町議会に議席を有しておりました7年前から市民生活の安全対策として本件について具体的提言をしてまいりました。このことは市長も御存じのはずであるというふうに考えております。アスベストにつきましては、水道管に使用されている石綿セメント管、いわゆるアスベスト管の早期交換を提言する中で、アスベストというすぐれて発がん性の高い物質の市民生活環境からの完全撤去を果たし、市民の安全な生活を確保することであります。

また、環境ホルモン対策につきましては、学校給食用に使用されているプラスチック製食器対策として、プラスチック製食器をつくる際、可塑剤として使用されているビスフェノールAという物質にはすぐれて高い毒性があり、子供たちが高率でこの猛毒の環境ホルモンビスフェノールAに暴露することを防ぐために食器の安全なものへの交換を提言し、船引町としてはすべての学校給食用食器を安全なものに切りかえたこと。これまた、市長が御承知のはずでございます。その際、広く町民に環境ホルモンの毒性を周知し、全町民挙げて子供を環境ホルモンの暴露から守ることを御提言してまいりましたことも、市長御存じのとおりでありますが、これらのことを前提に本件について次の質問をいたします。

アスベスト・環境ホルモン対策のうち公共の建物については、さきに質問された議員各位への答弁に明らかにされた内容で速やかに処理されるものと理解しておりますが、一般



市民生活に関する具体的取り組みはどのように進めようとしているのか、この際明らかにしていただき、市民にその旨を届けて全市一丸となって取り組む必要があると考えます。本件に対する市長の考え方を伺います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） アスベスト・環境ホルモンなどの市民生活への安全対策についての御質問にお答えいたします。

田村市内におきましてアスベストが使用されている公共の建物のアスベスト除去対策につきましては、49番村越崇行議員の質問にもお答えしましたように、既に除去工事が終了しております。アスベストの対策についての市民に対する周知につきましては、市政だより10月号によりまして健康被害に関する国・県・市の相談窓口や、アスベストに関する取り扱い等の情報を掲載し、正しい知識と理解が得られるよう情報提供に努めたところでございます。

また、環境ホルモン対策につきましては、環境ホルモン問題が人の健康や生態系への影響が懸念される重大な問題であることを十分踏まえ、国・県による調査・研究の成果や報告書などの情報収集に努めるとともに関係機関と連携を図りながら、専門家の意見としても次の情報提供がされておりますので、市民生活の中での注意点について情報の伝達・周知をしてまいりたいと考えています。

先ほどありましたように、プラスチック容器等につきましては、使用上の注意などをよく読んで極端な保温で長時間使用することのないように取り扱う。それから、二つ目でございますが、食べ物に不安を感じている人が多いようですが、神経質になり過ぎず、バランスのとれた食生活を心がけること。三つ目といたしましては、洗剤や農薬など科学物質についてはその使用方法を守り、使い過ぎないように、過度な使い過ぎをしないというようなことでございます。それから四つ目といたしましては、廃棄物の発生が環境ホルモンやダイオキシン類の環境中への排出に深い関係があるので、過剰な包装を断るとか、資源の再利用を進めることなどによりごみの減量化に努めてまいるといようなことで、これらについて注意が必要であるといようなことで、機会あるたびに周知してまいりたいと、こう思います。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） 部長さんね、言葉ではそういうふうになるんですよ。ですがね、公の建物にあるものは除去計画がちゃんと打ち立てられて予算がついて、それはきれいになり

ますよ。問題は一般の市民生活の中にあるこの物質をどういうふうにするかということが緊急なやっばり課題だと私は思うんですね。

ですから、例えば、建設関係に携わっている業者にこういう類の物を使って家を建てたり車庫をつくったりするケースが、一番建設業者はわかるわけですから、こういうふうな危険性があるものがこんなふうに使われているという全国的な例があるから、建設に携わっている責任者はそういうふうなデータをもとにして、みずからがかかわった建物に対する検査協力をしてほしいとかという、そういうふうな体制をどういうふうにつくっていくのかという問題なんですよ。

要するに、市民はみずから発想して、要するにおれの家のこの材質はアスベストが含まれているのか、含まないのかなんていうことを、一々気にしながら生活しておりませんからね。ですから、そこに遊びに行った人が暴露するということだってあるわけですよ。そういうふうなことをきちっとやってほしいということで、組織的にどのような対応をするのかということをも市民に明らかにしてもらいたいということが1点です。

それから、過般の私のこの種の質問に対して、教育長さんからこんなふうな返事が返ってきました。「基準値以内だから問題はないんだと思います」って、これ環境ホルモンの関係ですがね。ところが、この環境ホルモンのことを世の中に提唱したレーチェル・カーソンは量の問題ではないんだと、その物質そのものがあることが問題なんだというふうに専門家は言っているわけですね。アスベストもそういうふうになっていますよ。量の問題ではありません。そのアスベストそのものがあることが問題なんだというふうになっているということが明らかになっている以上、田村市として組織的に今までの実績経過や建築物のつくり方の関係からいって、どういうふうな手当が一番効率的な安全で市民の生活が保障できるのかという仕組みを明らかにしてほしいということを言っているわけですから、そこのところをもう一度御答弁をいただきます。

議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 照山議員のただいまの再質問でございますが、これにつきましてはやはり体制の確立というようなことでございますので、私たち生活環境の方で担当する部分、また産業建設部の方もございますので、これらにつきましては内部、また各行政局と連携を密にとって体制の確立を図りたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、周知方法でございますが、ただいまいろいろおただしございましたように、

行政でこれはこういうものだというものがあるものもあるわけでございます。それらについて住民に不安を招く恐れのあるものもございますので、それらにつきましては広報等によりまして使用方法等の説明を十分にしていまいりたいと考えていますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、3点目をする前に、各種会議などでしっかり周知を図って市民レベルでこれに対する取り組みの体制の確立をお願いしたいと思います。

では、3点目。

次に、「地域福祉計画」の策定について伺います。

国・県は三位一体の改革、福祉の措置制度からの転換の中で、福祉の地方自立の方向を明らかにしていまいりました。その中で各市町村に対し地域住民と協力し、みずからの地域福祉計画を策定することを求めてまいりました。我が田村市の地域福祉計画策定はどのように進められるのかについて、この際、市民に明らかにしていただきたいと考え、市民と一体となった計画の策定についてどのように取り運んでいただけるのか、お伺いを申し上げます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 市町村の地域福祉計画の策定についての御質問にお答えいたします。

地域福祉計画の策定につきましては、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により社会福祉法に新たに規定された事項で、平成15年4月1日に施行されたところであります。その策定方法につきましては、平成14年1月28日の社会保障審議会福祉部会において、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針について示されたところであります。厚生労働省としては、策定のモデルとして平成15年度から平成16年度にかけて人口規模を考慮しながら、全国各地から15の自治体を選定し、モデル地域福祉計画策定の実践を報告していただき、それを多くの自治体の参考に資することとして取り組まれてまいっております。

田村市といたしましては、だれもが住みやすい地域福祉社会を実現するためには、地域に住む住民が互いに思いやりを持って、ともに支え合い、助け合うという意識の形成とともに、行政や事業者、そして住民の役割はどうあるべきか、福祉サービス利用者の権利をどう守っていくかなど、地域福祉の基本的な理念やあり方を検討していくことが必要ではないかと考えておりますので、行政、事業者、そして地域に住む住民が地域福祉について

一緒に考えていくことが大切であると思っております。

田村市の現在の地域福祉計画の策定状況であります。地域福祉計画の一つとなります児童の地域福祉計画の策定につきましては、国の計画策定指針に沿って、これらを参考に合併前の旧5町村において次世代育成支援行動計画が平成17年2月に策定されておりますので、それぞれの旧町村の個別計画の整合性を図りながら、地域特性を生かしたものとまとめていくところであります。

高齢者の地域福祉計画については、本年は高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しの年に当たっておりますので、現在平成18年2月策定を目指し事業を進めているところであります。策定に当たりましては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定委員会を設置し、委員として介護保険被保険者を代表するもの、居宅介護サービス事業所に勤務するもの、居宅介護支援事業所に勤務するもの、介護保健施設に勤務するもの、学識経験者、公益を代表するものなど各界から20名の委員を委嘱しご審議をいただいているところであります。また、高齢者の意向調査として、要介護認定者500名、一般高齢者1,500名からアンケート調査を実施いたしましたところであります。また、この計画策定に当たりましては、生活福祉部福祉課、保健課、各行政局職員及び保健センター職員26名が策定事務局員となり策定に当たっているところであります。

田村市地域福祉計画につきましては、まだ策定いたしておりませんので、本年度策定する田村市の上位計画となります総合計画に沿って、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、また、今後策定する障害者福祉計画との個別計画と整合性を図りながら、総合的な福祉計画として策定をいたしてまいりたいと考えております。

国から地方へということですので、我々職員も、あるいは一般の協働参画の一員として先ほど申し上げましたように、委員会を立ち上げて、今検討をさせていただいているところでありますので、よろしく申し上げます。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、2点ほど確認させていただきます。

一つは、この福祉政策を展開するに当たって、従来でありますとコンサルタントを使って、お金を払って計画をつくってもらおうというのが、従来までの考え方でしたが、この前お尋ね申し上げましたときには自前で市民の知恵を結集して、この種計画に当たりたいというふうに市長は御答弁をいただきましたが、その考え方には変わりがないのか。特に、自前の福祉政策というふうになれば、区長さんとか、民生委員さんと、そういう方々の地

域の実情に根差した、そういうふうな福祉計画の策定の方法が最もいいのではないか。使い勝手が悪かったら変えるということもできますから、そういうふうな配慮が必要なのではないかと、こんなふうにと考えるとこでございしますが、ここのところだけちょっと確認しておきたいと思いますので、御答弁をいただきます。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

今までの計画書は、コンサルにお願いして、そして立派な報告書をいただいておりますが、それをみずからの職員、あるいはみずから委員会で決定されたやつを修正しながら、自前でやっていきます。

それから、第2点であります。区長の皆さんとか、民生委員の方々というときに、すべての方々となるとなかなか時間的なもの、それから会議をする場合に大変なものでありますので、公益の公募したということの代表という方も入れて、先ほど申し上げましたように26名の方でいたしておりますので、なお、でき上がってから区長の皆さん、あるいは民生とか、各種団体の関係者、それらから御意見があれば修正して新しい計画性のもとに実施してまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、次に、水道管対策についてお尋ねを申し上げます。

何回もこのことについてお聞きをしてみましたから、簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

各行政局内におけるアスベスト管の使用状況とその敷設替え計画について再度確認をしたいので、お尋ねを申し上げます。

それから、もう一点は、敷設替えに使用されている水道管の種類、それから性能、価格について、どのような御認識をお持ちかお尋ねを申し上げますので御回答をいただきます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 水道管対策についての御質問にお答えいたします。

各行政局管内におけるアスベスト管の使用状況とその敷設替え計画について申し上げます。簡潔と言われても、いろいろと価格とか性能とか、敷設替え計画とかありますので、ちょっと長くなります。

上水道の船引事業区域につきましては、取水箇所から浄水施設までの導水管に 1,048メートル、配水池から各戸メーターまでの配水管に 1万 4,486メートルの合わせて 1万

5,534メートルで使用されております。今後の敷設替えの計画については、現在福島県で実施しております大滝根川流域下水道事業、及び田村市公共下水道事業にあわせて、アスベスト管の敷設替えを行うこととし、それ以外の区域については平成16年度に老朽管の調査、診断を行い、平成18年度国庫補助事業採択に向けて関係機関への事務手続を進めているところであります。

また、大越事業区域につきましては、導水管に 297メートル、浄水施設から配水池までの送水管に 1,328メートル、配水管に1万 3,168メートルの合わせて1万 4,793メートルで使用されております。今後の敷設替えの計画については、船引事業区域同様に大滝根川流域下水道事業及び田村市公共下水道事業にあわせてアスベスト管の敷設替えを行うことといたしております。

それ以外の区域については、今後敷設替え計画を立て、老朽管の調査、診断、整備に向けて検討してまいります。

次に、簡易水道事業の滝根事業区域につきましては、導水管に 735メートル、配水管に1万 8,527メートルの合わせて1万 9,262メートルで使用されております。平成30年を目標年次とした第2次水量拡張計画内の敷設整備計画の中で、平成22年から26年に敷設替えを計画してまいります。また、上水道と同様に大滝根川流域下水道事業及び田村市公共下水道事業にあわせて、アスベスト管の敷設替えを行ってまいります。

また、都路事業区域につきましては、配水管 4,039メートルで使用されております。平成20年を目標年次とした旧都路村第1次拡張計画における県営事業営農飲雑事業で各戸給水工事を含めた管路工事が本年度で終了する予定でありますので、福島県から移管を受けますとアスベスト管の使用はなくなります。

また、常葉事業区域につきましては、送水管 3,475メートルで使用されております。平成19年を目標年次とした旧常葉町第4次拡張事業で計画されませんでしたので、今後整備に向けて老朽管の調査・診断等を検討しながら、県道上移常葉線改良計画や、市で進めております公共下水道事業にあわせて敷設替えを行ってまいります。

次に、敷設替えに使用する水道管の種類、性能、価格についてどのような認識でいるのかについて申し上げます。

水道管路総延長は、上水道、簡易水道合わせまして25万 2,797メートルであります。そのうち硬質塩化ビニール管が16万 2,208メートルで全体の 64.17%、次にアスベスト管が5万 7,103メートルで 22.59%、次にダクタイル鋳鉄管が3万 1,581メートルで12.49%、

次に鋼管が 1,905メートルで0.75%となっております。硬質塩化ビニール管の性能につきましては、耐食性がすぐれている利点から土中埋設箇所で使用しておりますが、ただ、低温時の衝撃にもろく、熱・紫外線に弱いなどの欠点があります。よって、比較的支障とならない土中埋設には最適であると認識いたしております。価格は二次製品の 200ミリ直径の直管でメートル当たり 3,540円であります。

次に、ダクティル鑄鉄管の性能につきましては、強靱性があります。衝撃に強い強度がある利点から、路面圧力や外部からの衝撃が見込まれる箇所、水圧変動がかかる箇所、頻繁に破裂の危険性が高い箇所などの土中埋設箇所で使用しておりますが、腐食しやすい欠点がありますことから腐食を防ぐ処置を施しております。よって、外部からの衝撃が比較的高い土中埋設箇所には最適と認識いたしております。価格は二次製品の 200ミリ直径の直管でメートル当たり 9,980円で、比較的高額であります。

鋼管の性能につきましては、強靱性、耐久性の利点から主に地表に露出する水管橋で使用しております。いわゆる水管橋ですから橋等で使用しております。腐食や電食しやすい欠点がありますが、水管橋や露出する管路としての利用には最適であると認識いたしております。価格は二次製品の 200ミリ直径の直管でメートル当たり 1万 1,900円と高額であります。今後もアスベスト管敷設替えにつきましては、敷設替え箇所の現状をよく調査しながら、経済性を考慮しつつ水道管の材質を使い分けて使用してまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、確認することが1点、お願いすることが1点。

一つは、アスベスト管の交換は国は1998年、要するに20世紀以内だから3年くらいですかね、20世紀中に全国の水道管を全部交換したい、そのための予算もちゃんとつけますよって、本当に国はつけられるかどうかというのは実際動き出したらできないよなと、私は思ったんですが、そういうふうな指導を各市町村におろしてきましたよね。それに基づいて早急に、半額助成と言っているんだから早急にやったらいいでしょうという話を、市長さんが町長の折にもお話し申し上げましたし、梶山町長さんにもお願いをしてみましたところでございますが、これらと比べると、やっぱり計画が少しおけているように見受けられますので、ぜひともただいま私にお聞かせいただいた計画内容を早めて繰り上げて、実施をしていただきたいということが、一つ。

それから、もう一つは、塩ビ管、鑄鉄管についてはほぼ私が認識しているのとそんなに

変わりませんが、ただ一点。たった 2,000円しか違わないで、その鑄鉄管の性能が全く違うというのがあります。ダクティル管というふうにおっしゃいましたが、私が承知をしている用語で申し上げますと、モルタルライミング管というふうに専門語で言うんだそうでございますが、これは中にセメント状のものを塗装するだけの問題で、剥離がひどく水が汚濁をするというそういうふうな特性があるんですね。それに比べてナイフエポキシ塗装という、この鑄鉄管の場合は水の保管がよくて、それから水から水あかを吸収して付着するなんてこともない。要するに良質の水が確保できるという、そういうふうな利点がありまして、長い目で見たら絶対私はナイフエポキシ塗装の鑄鉄管の方が非常に格安で安全な水の供給ができると、こんなふうにと考えるとございまして、ひとつこの計画に当たっては、このことに留意しながら価格設定も業者なんかと打ち合わせしてほしいと、こんなふうに2点申し上げますから、大変恐れ入りますが、御回答をいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） アスベスト管の敷設替え、国はつけると言いますが、国でやっていただけなら早目に私もやります。これは予算が伴って、国で言うのはそれぞれの市町村が早くしなさいと。金額を本当につけるならばそうでしょうが、こういう状況の中でこれだけの延長がありますので、計画的な予算対策で進めるというふうなことで、前倒しもしておりますので御理解をいただきたいと思っております。

それから、第2点の価格の件であります。これらも十分に精査してよいものをつくり、ただそのときに安全性がまた将来ついて回るようでは、またそれも高価なものをやって新たに発生するとなると、これは化学的いろいろな見地から、今のところ差し支えないという安全性を確認した上でそういう面であれば対応してまいりたいと思っております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、今の件について要望を1点申し上げます。

ダクティル管の場合は、管末の水の質が極端に落ちるんですね。ですから、ひとつ良質の鑄鉄管を計画の中に織り込んでいただきたいと、こんなふうをお願いをしておきます。

それでは、最後の問題に移ります。5点目ね。

一般廃棄物最終処分場について、ちょっと事務局にお尋ねしますが、私の持ち時間はあとのぐらいあるんですか。10分、ああそうですか、はい、ありがとうございました。

それでは、国はこのたび二つの大きな災害を経て、災害発生時に大量に発生する廃棄物



に対する具体的施設建設並びに行動指針を確立するようにと、各町村に要請をしておりますが、田村市の具体的な取り組みについて伺います。

さきの定例会の折、いろいろな考え方の違いがあって、市長から返事をもらわないままに、私が留保したという件もございまして、あと10分ありますからその辺も含めて御回答をいただけるのであれば大変ありがたいと、こんなふうに考えるところでございます。

その計画についてお聞かせください。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 一般廃棄物最終処分場についての御質問にお答えいたします。

災害発生時に大量発生する廃棄物の処理につきましては、国が阪神淡路大震災を期に平成10年10月にまとめた震災廃棄物対策指針に沿って各自治体に震災廃棄物処理計画の策定が要請されておりますが、この計画は震災で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に進めることがねらいであり、各自治体が一般廃棄物の収集運搬やがれきなどの発生量の推計、また廃棄物の仮置場の配置場所等について具体的にまとめることを求めたものであります。

田村市においては、現在、田村市地域防災計画を策定中であることから、この計画の中に水害時や震災時の廃棄物対策を盛り込むことといたしております。また、田村市ごみ処理計画を策定する段階においても、災害廃棄物処理については十分考慮をいたしてまいります。大規模災害発生時の対応につきましては、郡山地方広域管内及びいわき市と田村地方との災害応援協定並びに磐越自動車道沿線都市交流会議の相互応援等などにより広域連携を図ることとなっております。田村市職員に対しても、本年10月に災害発生時の職員行動マニュアルを作成、配付し、災害時の迅速な対応について定めております。

さらに、災害発生時の廃棄物の処理につきましては、広域的かつ長期にわたる対応が必要であることから、田村地方1市2町のごみ処理施設において処理能力の範囲内で相互に処理を行うことで調整をいたしておりますが、大規模災害の場合、処理施設そのものが被害を受けることも想定されますので、災害廃棄物の処理が困難となった場合は福島県に対し支援を要請することといたしておりますので、今後関係機関との連携強化のための調整を図ってまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは、具体的な内容についてお尋ねを申し上げます。

一つ、近隣の市町村と具体的な、災害発生時の協定は具体的にはどのように進めようというふうな計画になっておるのかどうか。

それから、最終処分場の案件については、田村郡内の町村で最終処分場をきちっと管理運営しているのは三春町ですね。三春町にはまだ残余の余裕がございますから、あれを田村広域行政組合に管理がえをして、そして新たに田村郡全体で最終処分場の計画をすることができたとすれば十分な時間もできるのではないかと、こんなふうに御提案を申し上げた件についての考え方をお伺いを申し上げます。

それから、もう一つは、ごみ焼却に対する郡山市との緊急時の協定ですね。そういうふうなものについて考えてほしいというふうに私はお願いを申し上げておきましたが、これについてはどのような御検討をいただいたのかについてお伺いをします。

それから最後に、一般廃棄物最終処分場の件についての焼却残渣も含めた田村広域で最終処分場つくっていますよね、市長。それで、あの施設は水を絶対表に出さないというふうな施設になっておるんですよ、計画はね。どのように御認識かは存じ上げませんが、水を一切出さないということはどういうことかという、あの施設を精査させてもらいましたら、膜処理技術が入っているんですね。膜処理技術というのはどういうふうな長所と欠点を持っているのかという、正確に処理はできるのだが、膜を今度再び再生して洗うという作業があるんですね。その膜を洗うときにとんでもないお金がかかるんですよ。だから、そういうふうなことと比べたら大量の水をきちっと処理をして、そして自然流下に任せて公共下水道の中に接続して二重の安全装置をして、そして船引町の上水の取水口の上にあるところからは一切河川に流れないという方が一番いいのではないかとというふうに、私は再三にわたって船引の議員の時代からそのように申し上げてまいりました関係もありますから、ひとつどうぞ膜処理の技術が最善であるということと、経費がかかるということと、そうでない方法の方がもっと簡易で安全でというふうなことも、全国的にはいっぱいありますのでね、そういうふうな調査研究をしてみるお考えがあるのかどうかについてお尋ねを申し上げます。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

近隣市町村との対応であります、一つは中野区ともやっております。これ近隣という、と遠いんでありますが、それからいわき市と災害協定も結んでおります。それから、郡山市との緊急時の対応であります、郡山についてはまだそこまでは行っておりませんが、話はしております。

それから、三春にある最終処分場、いわゆる広域で管理したらどうでしょうかというこ

とありますが、これは三春町の施設でありますので、まだそこには具体的な話はいたしておりません。というのは、最終処分場が再来年あたりに常葉にできるというふうなこともありまして、そしてまた東部の方のウエストジャパンの方とも関連性がありますので、これらについてはまだ災害時における最終処分場については、今検討はしておりますが、まだ具体的に話はしておりません。

さらに、一般廃棄物最終処分場の水の件でありますので、設計書もできております。そしてまた、もう間もなく入札しようとしているときでありますので変更は今のところないものと思っておりますので、ただ付近の住民の方々、あるいは大滝根川の河川の、いわゆる浄化の問題等についてはいろいろと検討をさせていただきますが、汚いものを流さないような方法からクローズアップという最終処分場が決定されておりますので、私も内容についてはそこまで詳しく知っておりませんが、そういうことがあるとすれば、ほかの施設の方も議会議員の方、あるいは理事の方も行って検討してまいった結果もありますので、それらを踏まえて、水の排出については十分検討してまいりますので、今のところ設計の変更をする予定はございません。

議長（三瓶利野） 照山成信君。

57番（照山成信） それでは田村広域でつくっている最終処分場の地形から考えますと、大量に災害時に発生するオープン型の最終処分場をつくるにも適しているような地形でもあるし、それから面積からいってもそういうふうなものがとれる内容になっていますし、今後の最終処分のあり方というのは、谷側に埋めて水管理をするのではなくて、平地につくって山形に盛り上げるというそういうふうな方法も今研究開発されているということもありますので、そういうふうな最先端の技術を導入しながら、市民の安全な生活に対する施設の管理・運営・設置を進めてほしいということが一つ。

それから、やっぱりあれだけの施設をつくる場合には、あの下流で水を取って飲んでい船引町に住んでいるあの上水を使っている方々に十分な情報の提供をしてほしい。特に、三春につくっている焼却施設から出てくる溶融飛灰というのは一番毒性が濃縮されたものがあそこに入ってくるということなんですよ。ですから、そういうふうなことも含めて十分に施設の雨水の管理なんかも含めて、絶対施設の外に出さない、そういうふうな雨水の管理もちゃんとするというようにして、船引の方々に安心して生活ができるという保証を明らかにしていただきたいと、こんなふうに考えるところでございますので、この点について御答弁をいただきます。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再々質問にお答えいたします。

住民の生活、安全あるいは安心して暮らせるまちづくり、郷づくりでありますから、それは十分におただしのとおりであります。そしてまた、下流に住む住民の方々に周知してくださいというときには、広域行政組合の議会だよりでもそのような方法は、あの周辺の方々にも全部お知らせはいたしておりますが、なおそういうことが必要であれば、その機会があれば、そういうふうなことで周知をしまいたいと思いますが、住民の不安をおおることのないようにきちとした対応をまいります。

議長（三瓶利野） はい。照山成信君。

57番（照山成信） それでは、質問ではございません、お願いをして私の質問を終わることにします。

やはり情報というのは潤沢に届いて、みんなで考えるというとき初めて安心という、そういうふうなものが地域に育つわけですから、どうぞひとつその辺に対するお心配りをお願いをして、私の質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

議長（三瓶利野） これにて、57番照山成信君の質問を終結します。

なお、ただいま照山議員が質問に先立ち当職に対して要望がありました。この件について、議事整理、議事進行の責任にある議長としての見解を申し上げておきたいと思っております。

本件については、さきの一般質問で質問に入る前段で既にさきの臨時議会において審議を尽くした上、議了している件に触れたものであります。したがって、この一般質問の場で議員の個人名を挙げた上で、さらにその賛否についてみずからの考えをつけ加えて発言、もしくは言及することは不適切なものと判断し、発言を制止したものであります。

さらに、発言は最後まで聞くべしとの御指摘がありましたが、仮に後にそれが取り消しになったとしても、その後続く質問者が同様に本件を取り上げて賛否の意見を述べるということになりますと、これも最後まで発言を許すこととなり、一般質問の場が討論の場になってしまう恐れがあり、議事が混乱し、議事の混乱を招くことになりかねません。

以上の見解に基づき、その部分にかかわる発言について制止をしたところでありますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

休憩のため暫時休議いたします。

再開は11時15分といたします。

午前11時03分 休議

---

午前11時15分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

申し上げます。61番渡邊文太郎君は所用により途中退席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

休議前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者、52番石井忠治君の発言を許します。石井忠治君。

（52番 石井忠治議員 登壇）

52番（石井忠治） 52番石井忠治でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、さきに通告しておりました4件について質問をいたします。

既に一般質問を終えた議員各位と質問事項が重複することもございますが、市民の代表としての立場から質問をいたしますので、誠意ある答弁に御期待申し上げ、質問に入らせていただきます。

まず最初に、地域福祉計画の策定についてであります。

近年の大きな社会問題ともなっております急速な少子高齢化社会の到来は本市にとっても将来を左右する深刻な事案であります。これらの状況打開のための対策が急務でもあります。旧町村ごとに制定されております高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等は合併によりまして、その計画の大幅な見直しが必要となったこと。さらには、介護保険法が介護保険制度実施以来の大改正によって地域福祉計画の策定が自治体に求められております。高齢者の将来に生きがいと安らぎを与え元気で笑顔あふれる生活を送っていただくためには、高齢者の方々のニーズを的確に掌握し、それを施策として行政に的確に反映するのがキーポイントとなることは今さら申し上げるまでもございません。そこで、新市としての地域福祉計画策定の進捗状況と市民ニーズの反映の手法について当局の考えをお示しいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 52番石井忠治議員の地域福祉計画の策定と市民ニーズの反映についての御質問にお答えいたします。

地域福祉計画の策定につきましては、57番照山成信議員への答弁でも申し上げましたように、行政、事業者、そして地域に住む住民が地域福祉について一緒に考えていくことが

大切であると認識いたしております。つきましては幅広い市民が参加し、市民のニーズを反映したさまざまな施策を検討し地域特性を生かしながら策定をいたしてまいりたいと考えております。

児童の地域福祉計画策定の進捗状況につきましては、国の計画策定指針に沿って合併前の各5町村において次世代育成支援行動計画が平成17年2月に策定されておりますので、それぞれ旧町村の個別計画の整合性を図りながら、地域特性を生かしたものとしてまとめているところであります。

高齢者等の地域福祉計画策定に当たりましては、本年度が高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の見直しの年になり、現在平成18年2月の策定を目指し事務を進めております。策定に当たりましては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定委員会を設置し、委員として介護保険被保険者を代表するもの、居宅介護サービス事業所に勤務するもの、居宅介護支援事業所に勤務するもの、介護保健施設に勤務するもの、学識経験者及び公益を代表する方など、各界から20名の委員を委嘱し御審議をいただいているところであります。

また、高齢者の意向調査といたしましては、要介護認定者500名、一般高齢者1,500名からアンケート調査を実施いたしたところであります。これらのアンケートに基づき、この計画策定に当たりましては、生活福祉部福祉課・保健課、各行政局職員及び保健センター職員26名が策定事務局員となり策定に当たっているところであります。

田村市地域福祉計画につきましては、まだ策定いたしておりませんので、本年度策定する田村市の上位計画となります総合計画に沿って高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、また今後策定を予定しております障害者福祉計画との個別計画と整合性を図りながら、総合的な福祉計画として策定をいたしてまいります。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

52番（石井忠治） ただいま市長の方から答弁があったわけですが、2点ほど確認をさせていただきます。

まず1点目でございますが、対象者に対してのアンケート調査を実施したと、既に実施をしておるといような話がございましたが、その時期、それから回収率等についてもお知らせいただきたい。

さらには、策定委員会の設置をして翌年の2月に計画の策定をするというような予定のようですが、委員会の委嘱が既に終わっているのか、さらには最初の会議等が既に開催されているとすればいつごろの開催があったか、予定でも構いませんが、その辺を確認して

おきたいと思います。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

アンケートの調査であります、8月に実施いたして、先ほど申し上げましたように1,500名の一般高齢者、さらには要介護認定者500名の方を8月に実施し、一般高齢者のアンケート1,500名は回収率が69.7%、いわゆる1,500名に対して1,051件の回答があり、そのうち有効回収数が1,046名であります。要介護認定者につきましては500名であり、総回収数が320名の方からいただき、有効回収数が314名の方であります。回収率が62.8%であります。全体といたしましては68%の回収率であります。

それから、委員の方20名であります、これらについては委嘱を行い開催しております。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

52番（石井忠治） 策定委員会の委嘱は既に終わっているというようなことでございますので、それについては既に開催がされているということで、あとお話は伺わないにしても、こういった前回の照山議員の方からもお話がありましたように、こういった長期計画というのは大変職員も労力も要しますし、専門知識も必要だということで私も理解はしております。ただ、ままありがちな机上プランとなりませんように、職員の皆さんの英知を結集して真に町民が求める福祉施策を具現化した地域福祉計画の策定を確信しておりますので、職員の奮起を御期待申し上げます。

それでは、続いて地域審議会の活性化についてでございます。

本定例会において行政局へのエールを含めた提案が菅野善一副議長からありましたが、私がかねてから行政局の役割について疑義を抱いておりました。合併の基本理念であるクラスター方式により地域に密着した各行政局が地域の特性を生かしながら大きな役割を果たすものと認識しておりました。しかしながら、合併からはや10カ月を迎えた現在、市民の皆さんからの行政局の評価は決して喜ばしいものではなく、柔軟性に乏しい本庁一極集中主義のため、むしろ事務処理が複雑、雑多になり日数に多くを要するようになったとの声も聞いております。このような状況下で果たしてクラスター方式の基本理念を貫徹できるものかと不安になってしまうのは私だけでありましょうか。組織上の決裁規定など見直しを早急に行いたいと総務部長の答弁もありましたので、翌年度の改善に期待したいと思いますので本題に入ります。

全国にあまり例を見ないクラスター方式による合併の切り札といえる地域審議会の設置

につきましては、私は合併前からその必要性を唱えてまいりました。幸いにしてみずから手を挙げ、地域の将来を論じようとする積極的な委員を構成委員とする地域審議会が各行政局に設置され、名実共にクラスター型の新市田村市が始動し、今まさに新年度予算編成に着手する時期を迎え、地域の将来を論じる地域審議会の活動を注視するとともに大いに期待しております。

そこで、次の3項目についてお尋ねいたします。

まず最初に、各行政区ごとの開催状況及びその案件についてでございます。

次に、会議内容の開示の可否についてお尋ねいたします。

最後に、地域振興基金の使途と地域審議会の関連についてでございます。

重複する部分もあるやと思いますが、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 地域審議会の活性化についての御質問にお答えいたします。

初めに、各行政局ごとの開催状況及び案件について申し上げます。

29番猪瀬 明議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、12月中には、各地域審議会とも2回目の会議が終了する見込みであり、その案件につきましては会長・副会長の互選や新市建設計画及び地域審議会の設置に関する事項の説明、地域振興基金の活用などが主なものであります。

次に、会議内容の開示について申し上げます。

地域審議会の議事は、田村市情報公開条例に基づき開示することとなっております。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 私からは地域振興基金の使途と地域審議会の関連について申し上げます。

合併協議におきまして旧町村が合併前に保有していた財政調整基金のうち新市の財政調整基金に持ち寄るとされた額を除いた額、及び平成16年度決算に伴う剰余金を各行政局の地域振興基金として積み立て、合併前の旧町村の地域振興に資する事業の財源に充てることとしたところであります。この基金につきましては、田村市議会9月定例議会におきまして平成17年度田村市一般会計補正予算として計上し、御議決を賜りましたので、それぞれ各行政局地域振興基金に積み立てをいたしました。

地域振興基金の使途につきましては、各行政局が自主的主体的に企画立案し、事業の実施を進めることになっておりますが、平成18年度予算に計上することになりますので、地



域審議会に御報告を申し上げ、御意見を賜ってまいります。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

52番（石井忠治） 再質問をいたします。

地域振興基金の使い道ですね、いわゆる使い方については御承知のように各行政区の自主性を尊重しながら使っていただくというような答弁も既に得ておりますが、この審議会についての執行部側として行政局になるかと思いますが、地域振興基金の使い道に対してのニーズといたしますか、各委員の方々の積極的な意見が出るやに私は期待しておるわけですが、既に旧5町村の中、五つの行政局の中では延べ8回の審議会が開催されているというふうな市長から答弁も先般いただいておりますが、審議会の中の委員長なり副委員長の互選は既に終わっていると思えますけれども、新年度予算に向けての振興基金の性格、その他、使い道等について審議会でのレベルでこういった手法でいった方がいいんでしょうか。執行部として審議会に提示するのか、その辺を現段階で結構ですのでお知らせいただきたいと。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 再質問にお答えいたします。

地域振興基金の企画立案につきましては、本庁の方から各行政局の方に地域振興基金の事業の用途につきまして提案をお願いしたいということで進めているところでございます。その計画につきまして、それらについて地域審議会の方に御提案申し上げて、御意見を聞いて最終的にまとめるというようなことの進め方を今いたしておるところでございます。

その内容につきましては、先ほど申し上げましたように、当然平成18年度の予算に計上すべき案件になりますので、最終的には市長の査定の後に決定をいたして提案を申し上げるというようなところでございます。

その地域審議会の意見の考え方というようなお話もございましたが、それらについては十分尊重するというので進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

52番（石井忠治） 再質問ではございませんが、私の要望も含めてまとめてみたいと思います。

地域振興基金につきましては、各行政局が自主性をもって地域の振興、発展のため行政局長の裁量で充当できる特定財源と認識しております。各行政局の基金保有額には差異は

ございますが、地域審議会の果たす役割は大変大きなものがあるというふうに認識しております。新市将来構想にも提唱されております「人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の実現に向け、お飾りの地域審議会ではなく、名実ともに将来の地域の振興と発展を審議する組織となるよう行政局長の奮起に御期待を申し上げたいと思います。

続いて、3点目の新市「田村市」としての条件整備についての質問をいたします。

県下11番目の新生「田村市」として華々しく合併式典という慶事において、市章及び市の花木鳥が制定されるなど、市民がひとしく感動と期待に心を新たにすることは記憶に新しいものがございます。公共施設を初め、公用車や道路標識に田村市の文字を見るたびに、一市民として誇りさえ感じておりました。

しかしながら、市長もお読みになったかとは思いますが、某新聞の投書に一連の記事がございましたが、大変私も残念でなりません。一市民として対外的に新市の存在を知らせる条件整備の立ちおくれを痛切に感じながら、次の2項目について質問をいたします。

最初に、市民老若男女の区別なく親しめる新市のキャッチフレーズの掲示予定についてお伺いいたします。

2点目に、道路標識等の設置がえの進捗状況及び今後の計画についてでございます。これについても同様の質問がございましたが、改めて御答弁をお願いしたいと思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 新市「田村市」としての条件整備についての御質問にお答えいたします。

初めに、新市のキャッチフレーズとは、新市建設計画において本市の将来像として定めた「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」を指すものと存じますが、この将来像につきましては合併前の昨年より旧町村役場庁舎に懸垂幕を設置するとともに、船引駅コミュニティープラザにも本年1月から6月まで懸垂幕を掲げ、広く市民の皆様にお知らせをいたしました。

なお、現在はおただしのとおり常設の看板等は設置しておりません。本市を訪れる方々に対し、広大な阿武隈高原の中央にあって、豊かな自然に包まれた田村市の誕生を強くアピールするばかりでなく、多くの市民の皆様が折に触れて目にすることにより田村市としての一体感を促す意味で計画的に整備する必要があると認識いたしております。

キャッチフレーズを初め、本年8月に制定いたしました市章や市の花・木・鳥などを入

れた案内看板の新規設置や、既存標識の修正、撤去、表示方法の統一など、いわゆるサイン事業として今後取り組んでまいります。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 道路標識等の設置がえの進捗状況及び計画について申し上げます。

道路標識等の設置がえの進捗状況につきましては、5番渡辺 勝議員の御質問にお答えしたところでありますが、国道・県道につきましては年内に発注され、今年度中に書きかえが行われるとの回答をいただいているところでございます。また、田村市管理の標識等につきましては、合併前に市の境となる道路の案内板の修正、さらには各公共施設の看板などの修正を行ったところであります。

しかしながら、合併後も旧町村のキャッチフレーズや環境保全、交通安全など啓発看板が残っておりますので、一部老朽化した看板の撤去を行うとともに、修正が必要な看板を調査いたしました結果、修正し再利用する看板など 334件、撤去が必要な看板58件であり、その概算費用は約 1,700万円との調査結果となっております。

今後、案内板などの設置につきましては、田村市内統一の案内板なども検討が必要と考えられますので、既存のものの修正とあわせ平成18年度予算において対応いたしてまいります。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

52番（石井忠治） 再質問をいたします。

新市将来構想に掲げます「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」、これもいいとは思いますが、長過ぎますね。どうしても長過ぎるためにインパクトが弱くなってしましまして心に残りません。再考の必要性があるところですが、その可能性について改めて伺います。

また、大越行政局管内に旧大越町の花木鳥が描かれたオーバーハング型の大きな標識が今でも誇らしげに現存しております。その実態確認の有無と今後の対応について、具体的にお示しをいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 再質問にお答えいたします。

キャッチフレーズの件でございますが、「あぶくまの人・郷・夢」につきましては新市建設計画、御案内のとおり将来像として新市計画として定めているものでございます。このキャッチフレーズにつきましては二通り考え方があろうかと思えます。旧町村におきま

しては、滝根町については将来像とキャッチフレーズが違っておりました。それから船引町につきましても振興計画書の将来像とキャッチフレーズが違っておる。他については振興計画書の将来像をそのままお使いになっておられたということであろうかと思えます。このキャッチフレーズのことにつきまして、先ほどお断りした上で、新市建設計画のことを指してということでお答えをしております。この将来像につきましては、この10年間につきましても新市建設計画の将来像ということで始まっておりまして、このひとつの意味は基本理念というようなことになっております。

今後、このほかにキャッチフレーズというようなことが考えられるとしたならば、やはり今後3年とか5年とか10周年とか、合併を記念して新たなそういうキャッチフレーズを募集する、あるいは市民憲章をつくっていくとか、市民の歌をつくっていくとか、そういうふうな事業も今後取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、つくるとすれば中・長期的に考えて先のことかなというふうに考えております。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 私の方から既存の看板の修正についてお答えをいたします。

先ほど郡司部長の方からお話し申し上げましたように、平成18年度にサイン事業で対応してまいりたいというようなお話を申し上げたところでございますが、可能なものであれば今年度できるものはやってまいりたいというふうに考えております。

なお、来年度のサイン事業につきましては、ただ単に名前を修正するのではなくて、田村市として統一的な看板にもできればいいなというふうな考え方もいたしておりますので、でき得れば平成18年度の予算の中で、それらも含めて対応できればよろしいかなという考え方をいたしているところでございます。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

52番（石井忠治） 私の考えといたしましては、将来像とキャッチフレーズはイコールでなくてはいけないというような認識は全くございません。むしろ、心に響く、子供から大人まで口に出しやすく、親しみやすいやっぱり語呂合わせもありますので、その辺を再考いただきたいなという願いがございます。

さらには、旧行政局管内に存在する以前からの看板等についてですが、やはり市としても花木鳥が華々しく制定され、マスコミ等にも公開したわけでございますので、現存するかなり目につくものでございましたので、私も気になりましてそのことを触れたわけですが、それについては早急に修正するなり撤去するなり対策を講じていただきたいというふ

うに考えます。

こういったことを後回しにすることによって、やっぱり市民の意識も上がらないと思いますし、県内外から田村市の方に観光施設にお邪魔する観光客もかなりの数に上っておりますので、名実ともに田村市を実感できるような条件整備というのは、これはやはり大変重要な部分じゃないかというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をいただいて対応をお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問でございますが、特別養護老人ホームの建設計画について伺います。

この特別養護老人ホームの建設については議員各位が機会あるたびに触れております。それだけ関心が高いものというふうに認識をいたしております。常葉町に平成18年9月、来年になりますが、開所予定の特別養護老人ホームの建設につきましては、超高齢化社会の到来と家庭環境の変化等によって待機者が急増する中、早期の完成が待たれるところでございます。当然の事ながら、本施設の設置及び運営主体は田村福祉会であることは承知しておりますが、田村市としての長期にわたる建設費の財政負担を強いられることから、次の3項目についてお伺いいたします。

最初に、田村市と三春町及び小野町の財政負担の根拠について伺います。

次に、施設の名称及び職員採用予定について伺いたいと思います。

最後に、入所者及び利用者の負担軽減の方策について、この3点について明確な御答弁を御期待いたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 特別養護老人ホームの建設計画についての御質問にお答えいたします。

初めに、田村市と関係2町の財政負担の根拠について申し上げます。

建設費のうち国庫補助金と田村福祉会の自己資金及び借入金を差し引いた額を補助金として負担することでありましたが、平成17年度国庫補助金の制度が老人福祉施設等整備事業補助金から老人福祉施設整備費の地域介護福祉空間整備交付金に変更となったことにより、当初予定いたしておりました国・県補助金が減額となったために、田村福祉会と田村市、三春町、小野町と改めて協議をいたしました結果、総体的に見直しを行い、国・県補助金が交付金となり減額となった5,367万円を田村市と三春町、小野町で負担することで合意をいたしたところであります。従来負担方法は変わりございません。従来負担方法というのは立地町村が、土地代あるいは造成費等は立地町村で持ち、そのほかの旧7カ

町村で均等割、平等割でお願いするというものであります。今回は交付金の減額となったその金額について1市2町で負担するものであります。

次に、施設名称及び職員採用予定についてであります。施設名称につきましては、仮称「ときわ荘」で今まで進めておりましたが、このたび田村福祉会より田村市に名称の依頼があり、庁内で検討いたしました結果、「ときわ荘」がよろしいのではないかと田村福祉会へ報告いたしております。

職員採用の予定であります。田村福祉会では来年度新設されるときわ荘を含め、あぶくま荘、こまち荘、都路まどか荘、船引こぶし荘の次年度の職員採用につきましては、事務員、生活相談員、介護支援専門員、看護師、または准看護師、管理栄養士を若干名、介護員を15名から20名程度の採用を予定していると伺っております。なお、この応募につきましては、田村市の回覧のチラシに含めて周知し、今月12日から平成18年1月20日までの期間で募集をすることといたしております。

次に、入所者及び利用者負担軽減の方策についてであります。田村市では社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業実施要綱を定め、低所得者で生計が困難である方に対しては、申請によりその所得に応じて利用者負担額の4分の1、または2分の1を負担軽減を図っているところであります。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

52番（石井忠治） 再質問でございます。

本市に直接関係する特別養護老人ホームにつきましては、皆様御承知のように、船引町にこぶし荘、都路町にまどか荘の2施設、さらには三春町にあぶくま荘、小野町にこまち荘が現存いたします。それぞれの施設は合併前の旧7カ町村でただいま市長からお話がありましたように、一定のルールに基づきまして財政負担を決められたルールに基づいて継承してきたと認識しておりますが、このたびの常葉町に新設される施設の負担割合には特殊事情はないと理解してよろしいのでしょうか、再度確認をいたします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、立地町村、旧町村でいきますと常葉町に立地いたしますから、常葉町が造成費とか土地代とか、それらは立地町村が持つということで今までのルール上しております、それが田村市として引き受けました。その金額は田村市として負担することになります。そして、先ほど申し上げましたように、補助金が変更になってき

たことにより1市2町での負担金についても均等割、あるいは人口割、そういうもので改めて協議して、その負担割は1市2町で平等に負担することになりましたので、御理解いただきたいと思います。変更はございません。

議長（三瓶利野） 石井忠治君。

52番（石井忠治） 確認をさせていただきまして、変更がないということでございますので理解をいたしました。

個室タイプの建設によるホテルコストが入所者や利用者の負担増になってしまうとも聞いてございます。市民の血税を投下し建設する施設でありながら、真に入所が利用の必要性がある人たちが利用できなくなってしまう矛盾の解決は必須事項でございます。

新市将来構想のまちづくりの基本的な考え方の冒頭に、住民福祉の維持、向上と記載され、合併した後も住民に身近なサービスが従来どおり提供できるようにします。また、さまざまな工夫により、その質をさらに高め、住民福祉の維持向上に努めると明確に記載されてございます。これらの一言一句を信じまして、将来に希望を抱いて合併に賛同された市民のために、市長初め全職員が将来構想を改めてお読みいただき、新年度に向け予算編成、さらには市民福祉の向上のために奮起されんことを切望いたしまして、52番石井忠治の一般質問を終わらせていただきます。（「議長、先ほど答弁漏れがありましたのでお許しをいただきたいと思います」の声あり）

議長（三瓶利野） 先ほど執行部の方で答弁漏れがあったとのことですので、発言を許します。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 議長のお許しをいただきまして、先ほど地域福祉計画策定委員の開催時期、そしてまた委嘱の時期ということを漏れておりましたので答弁させていただきます。

策定委員会の委員の委嘱は9月22日に20名委嘱いたしております。さらに、策定委員会の開催であります、2回ほど開催いたしております。9月22日、10月31日であります。また、おわびと訂正いたしますが、先ほどの高齢者計画のアンケート調査の時期であります、私、先ほど8月と申し上げましたが、9月の1日から14日までの期間でありましたので、深くおわびして訂正させていただきます。

議長（三瓶利野） これにて、52番石井忠治君の質問を終結いたします。

次の質問者、7番佐藤 喬君の発言を許します。佐藤 喬君。

（7番 佐藤 喬議員 登壇）

7番（佐藤 喬） 7番佐藤 喬であります。

まず、農業振興は新しい視点での情報提示からという問題から質問させていただきます。

「賢者は歴史に学び、愚者は経験に学ぶ」、これは過去からよく言われてきたことであります。農業振興を語る場合、今までの経験、つくるだけをもとに展開したのでは若い人たちに夢を与えたり、新規参入を促したり、農業というみこしを担ぐのに限界があります。歴史を省みますと、人間が頑張るもとというのは、すなわち活性化とは私有欲をいかに具現化するかであります。かつて、ロシアではコルホーズ、ソホーズという国有農地の97%を占めておったわけでありまして、賃金が同じでありますと、どうしても働かない人に姿勢を合わせてしまうということで、農産物の生産に沈滞がありました。そのために、約3%の私有地を認めたところ97%の国有地より生産が多いという事実を過去の歴史から学びました。

日本は資本主義国家でありながら社会主義的政策が多い国であります。成熟した日本経済の中でかじ取りを、成果を上げなくても給料がもらえる人たちでは限界があるのではないかと。そして、努力した人が認められる社会にすべきと。そうしてそこに活性化が生まれるというふうに思うわけでありまして、しかしながら、いろいろな角度から農業情報を集めたり、提示するということになりまして、利益追求型を迫られている農協とかそういう立場でありますと時間的余裕はありません。そこで、こういうのには行政がリードして情報を集めて開示、提示する方がベターかというふうに思うわけでありまして。

今の農業だけのつくるだけというのは非常に利益が薄いわけでありまして。工業や商業は非常に利益が多いわけですね。江戸時代、志の高い順に「土農工商」と職業の順列がありましたが、現代のトレンドは全く逆であります。今ある程度の幸福の維持には金が要るわけでありまして。そして、これからの農業振興には農業者自身つくるだけというところから、「工」農工の加工、「商」販売。この販売に関しましては、今直売所とか、そういうことでいろいろ参加はされておりますけれども、そういうことを視野に入れた提示が不可欠であると思うわけでありまして。野菜部門においては、田村市の88ヘクタール、9億円売り上げというふうにありますけれども、これは農協を通した売り上げでありまして、もっともいろいろな展開によっては幅があると思います。

それで、これからの情報提示には販売先は首都圏はもちろんでありますけれども、今、中国、東南アジアの輸出量というのは約70%を誇っております。こういうのもターゲットに入れて販売先を選択すべきではないかというふうに思っております。日本では1億円以上の所得者が約2万人と言われております。中国では1億円以上の所得者が5万人もある



そうであります。海外旅行をする人は 2,000万人以上、日本の 1,600万人をはるかにことしは超えるのではないかと。また、私が過去に中国のシンセンの駅前で見かけたリンゴというのは余り中国の暖かい地方にはとれませんけれども、これが日当 600円の人が 1袋 600円のリンゴを飛ばすように買っていくと。こういうことを考えますと、物に対する意欲というのは、中国、東南アジアでは、非常に向こうにないものは求める力が、購買力がついてきたのではないかとこういうことを販売先のターゲットとして一つは入れてもらうと。

そして、作物は地産、ここで気象条件やその他の条件が一番適正なものを第一に、他地域との差別化を図りながら、特に健康にかかわる作物等を選定すべきというふうに思っております。それから、余剰分に限らず加工ということまで販売の視野に入れることによって非常に付加価値が上がるということでもあります。また、田村市の人口構成を見てみますと、50代以降の今サラリーマンをやっている、要するに農家の長男である人も結構サラリーマンで暮らしているわけです。そういう人たちが定年後にこれから年金生活等に比べますと 900ヘクタールも農地が余っているわけですから、そういう農業でどういうふうに情報を与えてしてもらうか。そういうことをコンセプトに私有欲をそそりながら、そういう情報を提示、行政がしてくれれば、人は立ち上がるのではないかとというふうに思います。

加工までとなりますと、食品衛生法、JAS法、こういういろいろなことが絡みます。縦割り行政だけでは対応できないというふうに思います。一例を申し上げますと、下水道もそうなんですけれども、これは建設課が皆さんに下水道を勧誘して歩くのではなくて、まず水が汚れるからということで、この環境に関する情報というのは町民課とか、市民課が持っているわけです。そこから最初に住民を説得しないと、金の問題、つくる、つくらない、そういう問題が先行してしまいますと、非常に短絡的な説明に終わってしまうということで、今も問題は抱えているわけです。農業も同じわけです。今までの手法だけでは通じない。加工まで入れて、そういうプロジェクトをチームを組んで情報を提示すべきじゃないかというふうに思います。

以上の点で、市長にお伺いしたいというふうに思います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 7番佐藤 喬議員の農業振興は新しい視点での情報開示からについての御質問にお答えいたします。

おただしの件、情報をどんどんと提供するという事は私も同感であります。これらについて、今、市でも取り組んではおりますが、農業者みずからの問題もあると思います

が、私の考え方を述べさせていただきたいと思います。

初めに本来の地産に適した作物を調査、プレゼンテーションを行う。気候風土に合った作物は低コストで他地域との差別化ができるについて申し上げます。

田村市におきましては、たばこ、養蚕、畜産を水稻と組み合わせた複合営農形態で農業が維持されて現在に至っております。国における輸出入の動向や生産コストの差異により地域の基幹作物であった養蚕や酪農などが衰退してきております。さらには生活の多様化が食生活に及び、消費者の要望も多品目少量化となっており、本県における食糧自給率は118%であります。関東近県への野菜などの販売は確実に定着してきており、本地域に合った作物選定の一環として果樹7品目の試験を実施中であり、産地化を図ってまいります。さらに、県においても冷害に強い水稻試験を実施されております。遊休農地の活用と高齢者にも取り組み可能な作物の選定試験を関係機関と協議しながら指導を受け実施してまいります。

次に、野菜や果樹、その他の販売では価格が不安定であり、加工品等、農協、個人を含めて行政が支援、指針を図るべきについて申し上げます。

加工製品の付加価値の増加や賞味期限及び販売価格の設定など、加工することにより生産者への収益が増加することであれば、国・県の補助制度と整合性を保ちながら支援してまいりたいと考えております。

次に、市場としては、健康へ日本人が相当の支出をしている点、東南アジアとの貿易は70%程度になり、この辺を視野に売れるものを選定するについて申し上げます。

2004年、農林水産省の統計によりますと、農産物の輸入が約7兆円、輸出が約3,000億円、輸出のうち76%が東南アジア地域であります。農産物が約58%、水産物が40%、林産物が2%の構成となっております。農産物の主な品目は、リンゴ、ナシ、ミカン、緑茶及び長イモなどであり、日本食ブームやアジア諸国の経済発展による高所得者層の増加等により、高品質で安全で安心な日本国産の農水産品が増加傾向にあることは承知いたしております。試験実証の中から消費者が望む作目の選定生産ができるよう推進してまいります。また、総合的な指導機関の設置につきましては、福島県及び生産者団体などと可否を含めて協議をいたしてまいります。

大変この農業振興については難しいところがありますが、行政といたしましても、本来はJAたむらさん、これが農業の方の専門の立場にあると思いますが、市といたしましても、それぞれの立場で農業の振興、重要性があると思っています。日本の国はまだまだ

農業、そしてまた将来における食の件でありますので、それらについても田村市として今後とも鋭意努力してまいります。

議長（三瓶利野） 佐藤 喬君。

7番（佐藤 喬） 九州の大山町の話を申し上げますと、ここでは昭和30年代後半ですが、米が足りないということで米の増産を迫られたわけでありましてけれども、耕地面積が非常に少ないわけです、ここは。それで、田んぼだけでは農家の付加価値が上がらないということで、町長みずから「梅の木を植えてハワイに行こう」ということで、非常に成功して、その意思が継がれて今も直売所を直接7カ所も経営して非常に豊かな農村生活を送っているわけでありまして。

私もよく月曜日の英語ナイトという「英語でしゃべらナイト」という番組を見ますけれども、世界で活躍している若者というのは、こういうふうにしたいという意思があって、英語を勉強したから、そういうことじゃなくて世界で羽ばたいているわけです。要するに情熱さえあれば新しいことは開拓できるわけです。ぜひ、今市長が農業振興には力を入れていきたいというお話でしたので、580余いる市役所の職員の方には農家の長男も相当多いはずで、職業を抱えながら定年後の生活を心配している人もいます。ぜひ選抜して、やはりこれに専任できるようなプロジェクトチームをつくっていただいて、この辺の情報をぜひ行政として与えていただけないかどうか、再質問をいたします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

市役所の職員 584名おりますが、それぞれの得手不得手がありまして、私の考えているところは策定能力、さらには農業の能力、あるいは税の能力、そういうものをしないと、なかなかできないと思っておりますので、それらは頭の中に今描いて人事交流とか、あるいは政策室なり、あるいはそういうプロジェクトの係とかいうものは検討いたしておりますので、それがすべてができるかどうかはありますが、そういう考え方のもとに配置を試みたいと思っております。

議長（三瓶利野） 佐藤 喬君。

7番（佐藤 喬） それでは、市長の方も鋭意考えていただけるということでありまして、やはり田村の振興というのは、農業振興なくして考えられないというふうに思いますので、ぜひこれは継続してお願いしたいというふうに思います。

次に、高く売れる米づくりにはブランド化が必要という項目に移らせていただきます。

一般に 500円の弁当の中の米代、約 250グラム入っておりますけれども、これが2万4,000円の白米の米に換算しますと原価が68円であります。これ全体の売値の13%です。これを1万2,000円の玄米にしますと、40円、約8%であります。また130円のセブンイレブンのおにぎりは約106グラムありまして、そのうちの100グラムが白米でありまして、これが2万4,000円に換算しますと、27円、約20%ですね、全体の売値の。1万2,000円で農協価格で出した値段ですと大体16円、11%。要するに米というのは販売の製品の全体における価格というのは非常に安い素材なわけであります。それで、農家というのはこの少ないパイの中でいかに付加価値を上げるかということでありまして、やはりブランド化が必要なんじゃないかというふうに思います。

そこで、ソニーの井深 大が語った言葉によりまして、「一つのアイデアを試作するのに10の努力が必要、量産を安定させるまでに100の努力が必要、利益を出すのに1,000の努力が必要だ」と。

今までの農家というのは大体人まねが多うございます、隣と同じくすればいいと。そういうことで、ほとんど努力としては20、30の努力しかしていないように思うわけです。それで、不満は行政や農協に大体文句をつけるということで、やはりこれからの農業というのは150くらいの努力をしてから、何かを言うべきだというふうに思いますし、また努力をした人に報いが来る時代にすべきであるというふうに思っております。

米に関しましては、田村郡の中ではほとんどかかわっておりますし、生産体制はできているというふうに思います。ただ、今まで品質基準というのは、もっぱら品種と整粒歩合と玄米水分、あと幾分ありますけれども、そういうのが品質基準でありました。これからの米の付加価値アップというのは、やはり食味であるというふうに思います。食味をターゲットにした生産の指導というのはまだまだ未熟であります。また、まだまだ情報が不足しております。田村市内での数値もあっちこっちではかった数値はありますけれども、改良普及所に言わせると、これはまだマル秘にしてくれと、そういう状況であります。

食味に関して申し上げますと、米づくりに関してはたんぱく質が多い、要するに窒素肥料が多いと食味値は低下するわけであります。また、適期刈り取り、こういうものでも食味が低下します。また、乾燥中の米温、米の温度が45度C以上あると、またこれも食味が低下するわけであります。要するにはせ掛けが好まれる理由というのはここにあるわけですね。また、これ以外に今、民間としてうまい米のこだわりとしては、米つきも西田町のブイチェーンの米屋におきましては、米ぬかを戻して二度つく。米ぬかの油成分を米に

押し込めると、こういうようなことをやっている米つきもございます。

また、飯を炊く場合に水の大きさ、一般の水道水というのは水の大きさが 130から 150ヘルツ、龍泉洞の水で70ヘルツというから非常に粒子が細かいわけです。ある水を高分子化しますと47ヘルツの水もできる。こういう水を使いますと、それに米を一晩つけておきますと、水がよく米の中まで浸透して、これもうまい条件の米になります。米というより飯ですね、ご飯になるわけです。また炊飯器は熱伝導の弱い銅とかのを使用しますと、これも食味が上がります。そうすると、おいしい米の条件というのはただ米だけではないわけです。

そこで、福島米ブランド確立化戦略化構想というのは、米生産だけの政略ではありません。これからのブランド化というのは、個々の最後までコーディネートした調査をして、やはりモデルを選んで、選定して、ブランド化にはこういう行程までということで、これは全部に通じる案ではありませんけれども、こういうことまで考えながら、うまい米をいかに高くして売っていくかということがあれば、なおつくる目標がしやすいということを思っているわけです。こういう観点に関して市長の御意見をお伺いしたい。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 売れる米づくりのための米のブランド化についての御質問にお答えをいたします。

米につきましては、御案内のように需要量に対し生産量が上回っている状態にあり、食生活の変化により毎年消費量が減少していると言われる中で、消費者等がどのような米を求めているかを把握し、さらに産地間競争が進む中、それにどのように対応できるかが課題となってきております。

新たな米づくりへの取り組みが求められる中、過日、「田村の若い農ネットワーク」の会員を中心に「田村の米の味を考える会」が開催され、田村地方産米の食味について検討がなされました。生産地区、米の品種、機械乾燥、天日乾燥の違いを食味計で測定した結果、スコア値の低いもので76点、高いもので86点と差ができる結果が示されました。また、食味計による分析のみではなく、同条件で炊き上げた場合のご飯をつや、香り、味、粘り、固さの5項目を評価する食味評価を行ったところ、固さや粘りに対しては食する者の好みによりばらつきはあったものの、食味計により高スコアであった米がおいしいと感じられるなどの検討がなされました。こうした検討会の結果を踏まえ、田村地方産米の食味に関する検討については、今後専門家の御指導をいただきながら、田村農業普及所、田

村農業協同組合、生産者との連携を図りながら進めてまいり、生産者に有利な情報を提供していきたいと考えております。食味計の購入につきましては、田村農業協同組合が食味分析機を購入希望しており、田村市から福島県に対し、売れる米づくり条件整備事業として補助金の要望をしております。今後も米の地位を維持発展させていくためにも、よい食味米の安全な生産を推進してまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 佐藤 喬君。

7番（佐藤 喬） 午前の部、時間が経過しておりますので、この辺で終わらせていただきます。ぜひ、こういう情報を前向きにどんどん伝達していただきますようお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

議長（三瓶利野） これにて、7番佐藤 喬君の質問を終結いたします。

以上で、本日の一般質問午前の部を終了いたします。

昼食休憩のため休議いたします。

午後の部は、13時30分よりといたします。

午後0時23分 休議

---

午前1時30分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

申し上げます。15番新田耕司君は所用により午後欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

休議前に引き続き一般質問を行います。

次の質問者、25番吉田文夫君の発言を許します。吉田文夫君。

（25番 吉田文夫君議員 登壇）

25番（吉田文夫） 25番、市民の会の吉田です。

通告による一般質問を行います。

まず、1点目でございます。防災無線戸別受信機設置事業についてです。

質問の要旨です。

通信技術の進歩や情報産業の発展などにより、情報化は地域市民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、また行政情報の平等な伝達、確実な周知を図るため、戸別受信機を設置して、都路を初め市内の難聴区域に早期に解消を図るべきであると思い、当局の考えを伺います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） 25番吉田文夫議員の防災行政無線戸別受信機設置事業についての御質問にお答えいたします。

田村市の防災行政無線につきましては、行政にかかわる情報や災害発生時の情報など、市民の方々に伝達する手段として現在、滝根、大越、都路、常葉、船引の各行政局が合併前そのまま運用しております。また、家庭内において情報が聞ける戸別受信機は都路行政局を除く4行政局は全世帯を対象とした設置が既に完了しているところであります。都路行政局管内においては、現在までに226戸の戸別受信機を設置しておりますが、全戸設置には至っておりませんので、全戸に受信機を設置できるよう難聴地域を調査し計画的に進めてまいります。なお、5行政局の防災行政無線の統一に向けても調査検討をしまっている計画でございます。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） ただいま部長の答弁がありました。都路では226戸の戸別受信機がついていて、残りについては調査をし計画的に設置していくというふうな答弁をいただきました。残念です。私はこの問題、前議会、都路のときも質問しました。それによって新市建設計画の方に繰り入れられたと、引き継がれたというふうに聞いておりますし、そういうふうに私も承知しております。これは生活にかかわることでございます。地域からの声では、情報無線が流れると頭に来るといふんです、イライラするといふんです。なぜなら、放送が流れているのはわかるんですけども聞こえないといふんです。余計頭に来るといふんだね、流れるたびに、聞こえないために。これは早急に対策を講じてもらいたい。もう一度答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） ただいま吉田議員のおただしのとおりでございます。都路地区につきましては早急な設置は必要と考えておりますが、合併特例債を活用しまして、それらについて対処してまいりたいと。

すぐにとということですが、これらにつきましては電波の流れや、いろいろございますし、これから田村市におきましても5行政局の周波数がまばらでございますので、これらの統一も必要でございます。都路に設置しまして、また統一ということもございまして、それらについて17年度においては一元化に向けての調査も実施しておりますので、今後検討をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君の再々質問を許します。

25番（吉田文夫） 聞こえない身、聞こえない世帯、聞こえない家族の身になってください。本当に、例えば前の人たちが聞こえて、後ろの人たちに聞こえないというふうな状況、これではとても納得いきません。本当にあの地域を歩いてみると、「何とかしてくれよ」と、「おら参ったどは、何言っているんだかわかんねえ」という声でございます。

まず何よりも、財政事情は厳しいというふうなことは聞いておりますが、しかし、こういうふうな情報や何かは田村市の市民でしたらひとしく受ける権利があると思います。17年度予算に必ず入れるというふうな、調査費も含めてやるというふうな答弁、市長、お願いします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 防災無線の再々質問にお答えいたします。

これは、ほかの行政局はもう既に完了しているというのは、設置は大分前からいたしております。今お話ししたとおり、合併してすぐできるものとできないものがあります。それで、お金の問題もありますが、今申しあげましたように、各行政局の周波数、これも統一しなければならぬということから、そのようなことを申し上げたと思いますので、これらは十分にやらないと、後になってからまた周波数の変更ということもございませぬ。確かに、それは同じ市民も、受ける権利はわかっております。ただ、すぐにできるかどうかというと、その辺も時間はいただきたいということで御理解をいただきたいと思っております。やらないというわけではございませぬ。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） 後ろからはもう少し頑張れというふうな声があります。私もそれを励みに、市長の答弁ありました。早急に取り組んでいただけるものと確信をしております。

引き続きまして、特産品についての質問に移ります。

特産品の振興、広域的な観光ネットワークの形成の一つとして「特産品ガイドブック」を作成して広く情報を発信してPRとなっているので、以下の点を伺います。

特産品としての定義づけは何か。

また、特産品の各地での購入や展示の方法について。

これは私、前回、特産品についての質問をしました。そのとき、部長は答弁で「ガイドブックを作成して広くPRするんだ」というふうな部長答弁に基づいての質問ですので、その辺もお含みいただいて、しっかりした答弁をお願いします。



議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 特産品についての御質問にお答えいたします。

特産品としての定義づけについては、郷土性、市場性、創造性などがあり、産業の活性化に寄与するような、その地で生産、販売しているものであるというふうに考えられます。

田村市には、あぶくまの天然水を初め、ハム・ソーセージ、竹炭工芸品、エゴマ油、あぶくまの紫源郷しそジュース、鬼みそなどが、本市の主な特産品として上げられますが、その他にも数多くの特産品があります。

現在、田村市の特産品をまとめたガイドブックの作成に取り組んでおり、田村市内はもとより県内外に広く情報を発信してPRに努めてまいります。

次に、特産品の各地での販売や展示方法について申し上げます。

合併後、市内の観光施設、グリーンパーク都路やハム工房都路、船引アンテナショップ、こどもの国ムシムシランド、あぶくま洞の売店などで、特産品コーナーの設置をして販売しているところであり、また「コラッセふくしま」では旧都路村の「おスミさん」、「おサクさん」や、旧船引町の「張子人形」、旧大越町「鬼うどん」などが販売されており、船引駅を初めJR白河駅、郡山駅、福島駅、福島空港ビルの産品展示コーナー等にも竹炭工芸品などやパンフレットを展示しております。田村市といたしましては、これらの特産品についてはあらゆる機会をとらえて積極的にPRして、PRに努めてまいります。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） 今、部長の方からしっかりした答弁をいただきました。

いろいろ郷土性やら何やらというふうな部分で総合的な立場で特産品と認定するというふうな話でございました。数量的な部分、何かどの程度をめでにすればあれなのか。また購入する際のPRというのはどこに行けば、どこで買われるのか、特産品については。そういうふうな部分も。例えば、駅に行ったら田村市の一部しかなかったというふうな声もありますので、その辺も含めて。量の問題と、数をどのくらいあれするのかと、それをどこで求めればいいのかという点をもう一度。

議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、生産の量等、これらについては大変な難しいものがあるのかなというふうに考えておりました、産地的に計算できるそういう要素が、定義がなかなかないのかなというふうなことに考えております。

先ほど申しました産業の活性化に大きく寄与するような産物、そういうふうなものがやはりこの地で、一次産業の方で生産されたもので、活性化になるような量的にあるものですね、そういうふうなものが言われるのかなというふうに考えます。あと、もう一方では、さらには小さなものでありまして、特産物として新たにここに導入して、それを振興していこうというふうなこともあるかと思えます。そうした上で量的に多くなるというふうなことでなかろうかというふうに考えます。

それから、どこでも買えるのか、どこで売っているのかというようなことにもなるわけですが、これも先ほど申し上げましたように、合併後それぞれの旧町村にありました観光施設等に新たに特産品の展示コーナーを設けまして、それぞれに販売をしているというようなことをごさいます。ただ、すべてがそこにそろっているということではありません。これには商行為になりますので、卸とか販売とか、そういう契約が成立してこない、売る側と仕入れる側で商談が成り立たないと成立しないというふうなこともあります。通常の公的な施設、先ほど言いました福島の駅西口の方にあります、コラッセふくしま。そういうところに田村市の特産品のパンフレットを置いて、こういうふうなものすべて置いてありまして、そういう中で主なものも、先ほど申し上げましたように、おスミさんやおサクさん、そういうふうなものもありますし、鬼うどんとか、そういうふうなものの販売はされているというふうなことをごさいます。

今つくってますガイドブックにつきましては、できるだけ多くのものを、特産品ガイドブックとして載せようということで考えておりまして、今のところ約60点くらいです。これをガイドブックの方に載せて、広く田村市の特産品として、外に向かって情報を発信してまいりたいというふうに考えております。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） 部長の方から答弁がありました。

特産品の振興、田村市の発展とイコールでございます。我々もいろいろな地元からの働きかけ、地元での取り組み、農業の振興等ともあわせて地元でいろいろな働きかけをしていきたいなと、そんなふうなことで次の質問に移ります。

3点目でございます。

田村市広域行政組合についてです。これは照山議員が毎回質問しているんですが、私は角度を変えて質問したいなと、そんなふうに思っております。

住民生活にかかわりの深い事務、し尿、ごみ処理を行う一部組合ですが、住民の声が届

きにくく、住民の監視もできにくい側面があるため、次の点を伺います。

組合の課題、2番目、組合の業務報告。予算の内容や、事業の概要について質問いたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 田村広域行政組合についての御質問にお答えいたします。

初めに、田村市広域行政組合の課題は何かについて申し上げます。

課題といたしましては、田村西部環境センター建設工事及び最終処分場建設工事ではありますが、これらについては現在工事が進められております。また、田村地方衛生処理センターのし尿処理に係る浄化槽保守点検業務につきましては、田村市や三春町の下水道普及に伴い、その業務の見直しについて検討しなければならないと考えております。

次に、組合の業務報告について申し上げます。

業務報告につきましては、田村広域行政組合だよりを発行し、事業等についてお知らせをいたしておるところではありますが、業務内容につきましては、衛生処理センターでのし尿浄化槽関係業務、東部環境センターでの田村市、これは滝根町、大越町と小野町のごみ処理業務、現在建設中の田村市都路町、常葉町、船引町と三春町の可燃ごみ処理施設である西部環境センターの設置と維持管理及び同センターに併設される灰溶融施設の設置と維持管理、さらには灰溶融施設から排出される不燃残渣等を埋め立てする最終処分場の設置と維持管理、そのほか、情報センターを中心とした地域イントラネット基盤施設の設置と維持管理が共同処理する業務であります。また、そのほか、情報の関係も行っております。

次に、予算の内容や事業の概要について申し上げます。

予算につきましては、一般会計と二つの特別会計を持っております。

一般会計は、衛生処理センター事業と情報センター事業及び最終処分場の各事業に係る経費が計上されております。特別会計は、東部環境センターと西部環境センターの事業に係る経費をそれぞれ特別会計として計上いたしております。なお、事業の概要につきましては先ほど業務内容で申し上げましたとおりであります。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） 再質問します。

今、市長の答弁がありました。確かに、田村広域行政組合だより1号、2号と発行されております。1号が15年11月15日、2号はことしの4月1日というふうになっております。その1号、2号の中でもある程度の事業内容、行政の取り組み等々が書いております

が、その中で決算、あるいは予算の報告が1号では14年度の決算、15年度の予算のみが載っており、2号にはそれ以降、15年度の決算や16年度の予算について載っておりません。そういう点や、あるいは臨時議会における会議録等々を見ても、新しく三位一体の改革や何かの中で、循環型社会形成推進計画というものを作成して県の方に出しているんだというふうなこともあります。その循環型社会形成推進地域計画書というのはどんなふうな内容なのか、その点も含めて、14億円というふうな予算になっているようでございますので、その点も含めてお願いします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

17年度の当初予算であります。一般会計予算が13億9,000万円余であります。特別会計であります。田村東部環境センターが5億3,600万円、田村西部環境センターが10億6,400万円あります。さらに、先ほどの循環型であります。今までは行政がコンサルあるいは一部の経験者として話をし、国の例えば最終処分場なり、あるいは特別養護老人ホーム等をつくるときに、国と県の所見とそれから地元の方の関係者と話し合いをして新たな計画を構築しなければ、補助金が出せないというふうになってまいりました。そういう意味での循環型計画のできたものがあります。

その中の中身であります。田村西部環境センター、いわゆる焼却場についてとか、あるいは東部の方は今できておりますから、新たに特別養護老人ホームの建設に当たっては、これがいいかどうかというふうな検討をいたさなければならないということが、今年度から決まっておりますものから、特別養護老人ホームセンターについては以前の補助金に、いわゆるいただくための計画書で悪いのかどうかということをお話ししまして、新たに今後、今年度から新設されたものでありますので、うちの方では今までどおり計画書、さらにはそれについての国と県の職員が入った時点での提出しておりますので、今までとは変わりがございません。今後、いろいろな建設をする場合に、そういう方々と検討して、いいものをつくるというふうなことで共同参画のためのものと認識いたしております。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） ただいま市長の方から答弁ありました。

田村広域行政組合、通称一部組合ですが、執行機関、理事会ですね。これ、田村市長、三春町長、小野町長がなっていると。議決機関としては議会側から組合議会として田村市

から6人、経過措置として18年4月まで10人というふうなあれです。案外、中身はわからないんです、我々も含めて。会議録も私、行政組合の方にとって中身をわかったというふうな経過で、仕事の内容はし尿、ごみ処理です。住民の生活に直接係る身近な問題でありながら、意外と知られていない、我々もわからないと。照山議員さんの方で議会ごとに質問をされて、最終処分場の問題、あるいは西部環境センターの問題等々あれしてて、実際予算はどのくらいなんだとか、どういうふうな事業内容とかなんとかというような部分はわからないものですから、それで改めて質問しないとわからないものですから質問していると。そして、市民にお知らせするというのが、我々議会側の立場ではないのかなと、そんなふうな認識で質問しました。ひとつ開かれた情報、組合だより等々の適正な、タイムリーな発行をお願いして、次の質問に移ります。

4番目でございます。

簡単な質問です。教育問題についてです。素朴な質問ではないんですが、簡単な質問です。

語学教師派遣事業は、中学校8校に6名、内訳は常葉・都路で1名、大越・滝根で1名、船引は1校1人で4名となっています。それで、以下の点について伺います。

この契約はどうなっているのか。

また、2番目として、JETと言われる文部省派遣事業です。これは中・高生の外国語教育の一環として、外国の青年を招致する事業というふうな、簡単に言えばそんなふうなことだろうと思います。特に、その事業で今年度は若草学園、契約について若草学園に変えた理由と。また、空室になっている教員住宅が多いことについて、この空き室対策をどういうふうにするのか。

3点目として、学校給食については、地場野菜を学校給食に使う取り組みが県内外、各地の小学校に広がっています。利用をふやすには関係者のさまざまな工夫が必要であり、学校の適正な規模も含めて、給食の自校方式か、またはセンター方式かも含めた学校給食検討委員会を立ち上げて、幅広い検討をすべきと思いますが、当局の見解を伺います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 教育問題についての質問にお答えいたします。

まず、外国語指導助手派遣事業の契約はどうなっているかについて申し上げます。

本年9月から田村市立中学校8校への外国語指導助手（ALT）の派遣は、学校法人若草学園と派遣委託契約を結び実施しております。

次に、以前はJETプログラムのもとで契約していたと思うが、今年度若草学園に変えた理由について申し上げます。

合併時の各町村の契約はすべてがJETプログラムのもとでの契約ではなく、船引町が若草学園への派遣委託、常葉町・都路村がJET雇用、滝根町・大越町が縁故雇用とそれぞれに行っておりました。合併前にも船引町のように1校1名の配置を考えていく方向で協議がなされておりました。

また、本年7月をもって常葉町・都路村、滝根町・大越町で採用していた外国語指導助手が任用地異動や帰国ということになったことから、田村市教育委員会といたしましては、今後の事業安定のためには複数の採用形態でなく一本化していく必要があるのではないかと。また、これまでの雇用状況や雇用課題について総合的に検討いたしました結果、学校法人若草学園では理事長が現地で直接面接を行い、適切な人材の雇用に努めていることや、来日後の生活面での指導や学校への派遣に当たっての教材研究の支援などをきめ細かに行っていることなどから、若草学園への委託が望ましいと判断をしたところであります。

次に、空き室になっている教員住宅の今後の対策について申し上げます。

現在の入居状況は、個数78戸のうち入居している住宅が51戸、入居不能な住宅が9戸、空き室数が18戸となっております。

空き室となっている教職員住宅の今後の対策につきましては、以前は通勤の手段がなかったため空き室はあまりない状況でしたが、最近は道路網の整備によって通勤可能な距離が長くなり、どうしても便利で条件のよい住宅に住む傾向となり、教職員住宅に空き室が多くなっている状況であります。今後、教職員以外の方の利用も検討していくことも必要であると考えておりますので、その可能性につきまして検討してまいります。

次に、学校給食について申し上げます。

学校給食における地場産品の利用状況ですが、田村市内の完全給食実施校28校全校で地場産米を、地場産野菜等も24校で利用しております。しかしながら、供給体制の確立、食材の安定確保など解決しなければならない課題もありますので、関係機関等との連携を図りながら、学校給食における地場産品の利用について検討を進めております。

特に、船引地区では福島県県中振興局、船引行政局農林商工課、JAたむら、船引町商工会、生活研究グループ、市教委、実施校による地場産品振興検討会を立ち上げて検討を行っているところであります。また、完全給食未実施校の完全給食実施共同調理場の老朽

化等の問題もありますので、学校給食をどのように展開していくのがよいかを、地場産品の利用促進も含めて、さまざまな観点から検討をしているところであります。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） ただいま当局の答弁がありました。

若草学園に変えた理由も聞きました。民間のミッション系というふうに聞いております。人によっては一宗教の影も見えるというふうな意見もあります。だったら、やっぱり文部省の事業で幅広く人材を採用できるのではないのかなと、あるいは偏った事業に、教育にならないかというふうな声もあります。その点も含めて、もう一度答弁をお願いします。

また、教員住宅が18戸あると、通勤可能なあれがふえてきて18戸になったというふうなあれです。これも地域の人たちから「もったいないな」と、「おれだったらあそこに入りたいな」というふうな声もあります。そういうふうな声にどう対処するのか。

また、学校給食センターについては、いろいろ検討しているというふうな答弁ですが、特に、これから適正規模も含めて新しい校舎等もできる学校があります。特に、給食の問題、地場産業、農業の振興と結構結びつくのではないのかなと、そんなふうな観点もあります。また、食育基本法というふうな法律もことしの6月に国会で成立しております。

その法律の概略でございますが、簡単な部分を読みますが、「食に関する知識を身につけ食べ物を選ぶ力をはぐくむ、食育推進をするため」と、そういうふうな基本的な命題になっております。それをさらに栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加など、食の安全をめぐる問題を受け、家庭・学校・保育所・地域などで国民運動として食育を推進していくと。これによりますと、各市町村の自治体も何らかの対策を講じるようになっております。そういうふうな観点からも、給食センター、自校方式もセンター方式も含めて行政が全体としてあらゆる角度から取り組まざるを得ない問題だなと。そこに給食の問題が出てきていると思っております。そこで答弁をお願いします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。宗像教育次長。

教育次長（宗像泰司） 3点ほど質問あったかと思いますが、まず最初に、なぜ若草学園に変えたのか、今までどおりJETの方式がいいのではないかというようなことですが、これらについては教育委員会の中で十分検討をさせていただきました。その結果、現在、船引町で今まで採用していた若草学園が一番いいのではないかというような結論に達したために若草学園ということになりました。そのほか、若草学園においては、先

ほども申し上げましたとおり理事長が現地でそれぞれ本人と会って面接をして、それぞれ適切な人材を確保しているというようなことから、願いをしたところでございます。

次に、教員住宅の空き室18戸あるが、一般市民にも云々ということでございますが、教員住宅につきましては原則として教職員のための住宅でございます。一般市民にも貸すことは可能かと思いますが、これが教職員が必要なときに借りられなくなってしまうような現状になっては困りますので、それらについては十分検討をさせていただいて、今後一般市民の方にどの程度提供できるのかも含めて検討をさせていただきたいと思っております。

次に、給食センター等の検討についてのおただしでございますが、地場産業との結びつきというか、食育基本法というようなことで質問がありました。給食については、現在未実施校も5校ございます。これらについても今後どうするかをアンケート調査をするなり、いろいろな調査をして給食をするのか、今までのとおり弁当の方がいいのか、検討をしていかなければならないと思っております。

給食をする際には、現在は単独でやっている学校、共同調理でやっている学校がござい  
ますが、これらについても十分検討をさせていただいて、単独がいいか、共同調理がいい  
か、子供たちの発育のために、さらにはおいしいものを食べさせてあげるためにも、ど  
ちらがいいかを検討をさせていただきたいと思えます。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君、再々です。（「再々ですか」の声あり）再質問まで終わ  
ってますので。今度は再々質問になります。

25番（吉田文夫） ただいま次長の方から答弁ありました。

一般の父兄からの考えと、教育委員会の考えというのは大分違うなど、そんな気がして  
おります。残念だなとそんなふうに思っています。

あと、食育基本法について、いろいろ行政全体でかかわるようになるんですが、市長、  
この食育基本法と給食の……、というのかな、関連について市長の考えはどういうふう  
に思っていますか。食育基本法が家庭、学校、いろいろな地域を含めて取り組むというふう  
になっておりますので、行政全般が関係してくるといふふうなことだと思えますので、市  
長お願いします。

議長（三瓶利野） 再々質問です、それでよろしいですね、今の質問で。（「答弁はな  
い」の声あり）答弁はしますけれども、今のは再々質問になりますので。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 食の件であります、地場産品を地域でそのものを活用しよう  
ということから、国は地方分権だと言って、それぞれの自治体の生命財産、あるいは食も地



方分権の名のもとに、それぞれ自治体も考えなければならないということが発せられて、こういうことになってまいりました。

そこで、学校給食であります、学校給食も変遷してまいりました。本来、私の考え方は、学校給食がいいのかどうかです。弁当をつくらなくて、働く女性の立場、そして家庭の立場から言うと学校給食。本来はそうでなかったはずであります。ところが、学校給食が生まれてきたのは、弱い立場の方が、あるいは勤務されている方が弁当を持ってこれない、あるいは一方ではいいものと比較されるということから、学校全体として学校給食がスタートしてきたのが、昭和40年代であります。

そういう中で、さらには変化が起こってまいりました。幼稚園では、学校の給食を自分で弁当をお父さんかお母さんがつくってまいります。そして、小学校に行くと完全給食、中学校に行くと完全給食でないところがあります。その格差もまた市民の立場から言うとおかしい問題だと私も認識いたしております。

そういう中で、学校給食の中では自分の学校に野菜、例えばジャガイモとか、白菜とか、ニンジンとか、豆とか、いろいろなものを持参しておりましたが、父兄から自分のところでは作物はとれませんということから、それぞれの地域のPTAの方々がお金で差し上げるということに変遷してまいりました。そのお金に基づいて、今学校給食センターあるいは自校方式でとっております。

そういう中でありますから、市民の方々と確かに教育委員会の話もありましたが、食については全市的な立場で取り組んでまいります。そして、学校での産品、いわゆる学校給食センターの中の野菜と、あるいはお米とか、これらについても学校給食というのが県の方にもあります。そこに牛乳とか、お米とか、そういったものの代金も支払われております。それは補助金がついてまいります。その中で田村市としてどのくらいのお米を消費するかによって、以前は何トン以上使わなければ自前のお米はだめですと、そこには補助金を出しませんということがありました。その垣根がようやく越えてきたものですから、それらについても今、田村市の中でつくられたお米、あるいは野菜等についても購入する方法については検討していると思っておりますので、田村市としてもそれらはバックアップしていきますし、当然産業の中で取り組んでまいります。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） 大事な問題だと思っております。

5番目の質問に移ります。

田村市の財政についてです。

新市建設計画を踏まえて総合的な行政運営、新しい地域づくりのために以下の点を伺います。

まず、1番目です。財政力指数についてです。2番目、実質収支比率。3番目、これはいろいろ議会の中でも出てきたんですが、経常収支比率です。公債費比率、積立金（基金）、あるいは6番目、債務負担行為の翌年度以降の支出額。そして、田村市の総合計画の内容と問題点について、当局の考えを伺います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 田村市の財政についての御質問にお答えをいたします。

初めに、新市建設計画を踏まえて総合的な行政運営、新しい地域づくりのため以下の点を伺うについて申し上げます。

財政力指数以下の各数値につきましては、平成16年度市町村決算状況調査によるものであり、平成16年4月から平成17年2月までの旧町村普通会計決算及び平成17年3月分の田村市の一般会計、診療所特別会計、歯科診療所特別会計、授産場特別会計、総合福祉センター特別会計を合わせた普通会計の決算を合算したものであります。

まず、財政力指数につきましては、地方公共団体の財政力を見る指数として使われているものでありますが、過去3カ年の平均は0.284であり、平成16年度単年度では0.30となっております。実質収支につきましては1.0%。

経常収支比率につきましては、89.6となっており、田村市としての目安であります75から80%を超えていることから、財政構造の硬直化が進んでいる状況であり、今後、経常収支比率の改善による財政の健全化が課題であると考えております。

公債比率は16.5%であります。現時点におきます普通会計の積立金残高は34億7,490万1,000円となっており、このうち財政調整基金は平成17年度に一般会計の繰り出しが予算措置されております7億1,294万6,000円を除く残高が14億9,418万9,000円となっております。

債務負担行為額につきましては、電算システム賃借料、廃棄物処理施設建設負担金、消防本部庁舎建設負担金、特別養護老人ホーム償還金に対する補助金などであり、期間はそれぞれであります。決算統計における平成16年度末の額は28億4,503万1,000円あります。

議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 田村市総合計画の内容と問題点について申し上げます。

総合計画につきましては、本年度から来年度にかけて策定することにしており、本年度は過般、第1回総合計画策定委員会を開催し、策定に当たっての基本的な考え方や策定スケジュール等について協議したところであり、引き続き幹事会を中心に旧町村総合計画の点検、評価や問題点の把握、課題の抽出など、庁内での整理調整を行い、計画の骨子案をまとめることしております。

来年度はそれをもとに議会の皆様を初め、地域審議会、市民の皆様の御意見を伺いながら、計画を策定する予定であります。現時点では策定作業に着手したところでもありますことから、新市建設計画を踏まえた施策の方向性や課題は今後整理することとしております。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） 再質問です。

ただいま部長から答弁がありました。一つ、経常収支比率89.6、これは財政の硬直化と言われる部分です。家庭で言えばエンゲル係数等々に比較されるようですが、新市建設計画は10年間にわたる計画でございます。その中で人件費の問題がありました。条例定数が約602とか、4、それが10年後には480、120の減でございます。その間、団塊の世代、退職も含めて180くらいが予定だと。残60くらいが新規採用みたいな形になると。そういうふうな答弁がありました。

果たして600の定数が今後新市建設計画32の企画、72の主要事業になっていると思います。その事業がある程度できることによって「はつらつ高原都市 田村市」が実現すると思います。そして、田村市の住民は合併してよかったというふうになると思います。今それぞれ財政指標を部長の方からありました。私の考えるのには、大変厳しいなど。国では三位一体の改革もうたっております。財政の見直し必至です。合併する前でしたから財政計画については、当時とこれから変わってくることは十分予測できますし、人員削減、そして事業の推進、この両方のバランス、特に行政、マンパワーと言われる部分が大いだと思います。事業ですから人間です。優秀な職員が多くいれば、よりいい事業もできると。しかし、財政が大変だと。このバランスはどういうふうにしていくのか。合併してよかったと言われる田村市をつくっていくのにはどうすればいいのか、その辺も含めて当局の答弁をお願いします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

おただしの件、相反するものであります。一方は事業をやりなさい、一方は削減ということですが、合併協議に基づいて、いわゆる合併前の旧町村民に約束した定数、いわゆる 120名を削減します。そして、10年間でありますが、480名にしますということですので、これは約束は守ってまいります。さらに、これはできると思っておりますし、そうすると事業の方はどうなるのかということですが、これはいろいろな専門家、あるいは共同参画、市民の方々と、そういう面で補いながら事業を推進してまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） 今議会一番多かった質問だと思います、財政について。クラスター方式について、これからの田村市はどうなっていくんだか、どういうふうになればいいのかと、問題点が出されております。私も心配しております。しかし、住民の代表ですから、いい地域にしたいなというのは同じです。ただ、財政の指標にもあるとおり、大変、片方では職員の問題、これ経常経費に占める分も多いんです、89.6ですから。80以上だともう市においては赤信号、危険ゾーンとかなんとかというようなことを言われております。特に矛盾するものですから質問しているんです。それをどういうふうに、行政手腕だと思います。

そんなことで、最後の質問に移ります。

田村市の裁判問題でございます。マスコミ等にも出て、市民が静かな関心を持っている問題です。

大越町ゴルフ場リゾート開発に係る損害賠償請求事件、あるいは船引町における居宅生活支援一部支給決定取り消しの請求事業、我々はこれ議会では資料をもらっておりますが、これまで経過と今後の対応等も含めて当局の考えをお願いします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 田村市の裁判問題についての御質問にお答えいたします。

初めに、大越町ゴルフ場等リゾート開発に係る損害賠償請求事件について申し上げます。

本事件の訴訟に至る経緯につきましては、昭和63年に原告である東京都中央区所在のアライリゾートビレッジ株式会社と旧大越町との協定を結び、ゴルフ場等の開発を計画いたしました。地権者の同意取得の未達成、開発に関する法規制の強化、バブル経済の崩壊や原告の代表者の交代など、さまざま問題発生し、ゴルフ場開発を断念することから、投

資した資金の回収のため、旧大越町に対し、ごみ焼却場の払い下げなどを求めて交渉が続けられておりましたが、解決策を見出すことができず、平成14年4月1日に埼玉県朝霞市に所在を移していたアライリゾートビレッジ株式会社が旧大越町で計画したゴルフ場開発計画が挫折したことに係る損害2億3,074万1,041円の賠償金を、旧大越町に求めた損害賠償請求訴訟であります。合併直前の本年2月22日に旧大越町に3,416万1,754円と、年5歩の利子の支払を命ずる福島地方裁判所郡山支部の第一審の判決が下されました。

これを不服といたしまして、旧大越町が議会の議決を経て、本年2月28日に仙台高等裁判所に控訴いたしておりました。その後、10月27日に仙台高等裁判所で控訴審の判決があり、旧大越町に命じた第一審の福島地方裁判所郡山支部の判決を取り消し、原告のアライリゾートビレッジ株式会社の請求を棄却する判決が下されました。その後、これを不服といたしたアライリゾートビレッジ株式会社が本年の11月9日に最高裁判所に上告した旨を仙台高等裁判所より通知をいただきました。弁護士に訴訟の委任を行いまして、現在最高裁判所の判断を待っているところであります。

次に、居宅生活支援費一部不支給決定取り消し請求事件について、これまでの経過と今後の対応について申し上げます。

本事件の訴訟に至る経緯につきましては、障害者のためのサービスは行政がその受け手を特定しサービス内容を決定する措置制度から、障害者みずからサービス選択し事業者等との契約に基づきサービスを利用する支援費制度に改められ、平成15年度から原告渡部貞美氏の居宅生活支援費支給の申請に基づき、生活状態や障害の程度など勘案し、日常生活支援費によるサービス量を月125時間として支給をいたしておりました。この支給期限が平成16年6月30日に到来するため、原告から現支給量月125時間に、さらに40時間を上乗せした月165時間の支給申請がなされました。

旧船引町では、この居宅生活支援費支給の申請に基づき、支援費支給決定のため本人からの聞き取り調査や訪問介護等社会福祉以外のサービス、自治体独自のサービスなどを含め利用の実態と計画などを調査し、支給料決定の検討を行った結果、原告が1カ月の日常生活に支障のない居宅生活支援費によるサービス量を月125時間として決定いたしましたところであります。

平成16年9月24日に原告から決定を受けたサービス量が不十分として異議申し立てがございましたが、原告に対して支給決定したサービス量で日常生活に支障がないと、旧船引町は判断し決定したところでありましたので、平成16年10月22日付で、この申し立てを棄却

いたしたところであります。

その後、原告から身体障害者居宅生活支援費支給決定利用者負担額決定に対してサービス量が不十分との理由により平成17年1月19日に福島地方裁判所へ、居宅生活支援費一部不支給決定取り消し請求を求める提訴がなされた旨の通知が、平成17年2月3日に福島地方裁判所から旧船引町にありましたので、旧船引町議会全員協議会に御報告を申し上げ、弁護士とも相談して対応してまいりました。なお、本事件につきましては、平成17年3月1日、町村合併により田村市が継承し現在も係争中であります。

その経過につきましては、平成17年3月8日、福島地方裁判所において第1回の公判が開かれ、原告から支給決定の取り消しの意見陳述が行われ、田村市としては弁護士を通して原告の決定取り消し請求の棄却及び訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求め答弁書により行ったところであります。その後、本年の5月31日に第2回目の公判が、9月6日に第3回、11月22日に第4回の公判が開かれており、第5回目の公判につきましては来年1月に行われる予定であるとお伺いしております。

今後の対応につきましては、本事件の判決が出ておりませんので、これまでの経緯を十分踏まえ、訴訟代理人であります弁護士と連携を密にしながら真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 吉田文夫君。

25番（吉田文夫） 今2件について、当局の答弁ありました。

私、特に関心を持っているのは支援費の問題です。申請者が165時間出したと、認められるのは125時間だと。その40時間分の問題だなと、これが大きかったんですね。我々にしてみれば単純な40時間みたいなふうに思いますが、これが裁判まで行ったと。これ全国でも障害者の支援費裁判としては初めてではないのかなと、そんなふうに思っております。全国の障害者も関心を持って、この裁判の行方を見ていると思います。これから特にこの支援費制度、障害者自立支援法等も国会で成立し、制度が大きく変わろうとしているときでございます。どうか、ならばだったら、私、市民のあれですが、円満な解決を求めたんですが、願っておるものですが、そうはいかないようでございます。来年の1月には態度が出てくるというふうなことで、全国の障害者の人たちががっかりしないような裁判の結果が出ればいいなと、そんなふうに思っております。以上で質問を終わります。

議長（三瓶利野） これにて、25番吉田文夫君の質問を終結します。

休憩のため暫時休議します。

再開は14時50分といたします。

午後2時37分 休議

---

午後2時50分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

申し上げます。22番石井俊一君は所用により早退する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

休議前に引き続き一般質問を行います。

次の発言者、1番七海 博君の発言を許します。七海 博君。

（1番 七海 博議員 登壇）

1番（七海 博） 1番七海であります。

私は、3点について質問を行います。

まず、1点目ではありますが、公共下水道事業についてであります。

この件につきましては、9月の定例会において同僚議員からも質問がございましたが、あえてここで質問を行います。

自然環境破壊が問題になっている今日、工業用排水や生活雑排水によって、川が汚染されている現状に下水道事業は水質を浄化し、快適な居住環境を図るため重要な公共施設であります。以下、3項目についてお尋ねいたします。

まず、1点目ですが、平成16年4月船引の一部で供用開始しましたが、加入者1戸当たりの工事費負担は幾らになっているのか。また、現在の加入率はどのようになっているのかを伺います。

2点目ではありますが、供用開始前のエリア内において、住宅の新築あるいは改築する場合でも合併浄化槽に補助対象にすべきと思うが、どうか。

3点目であります。概算総事業費 222億円という巨額を投じ、全面供用開始は数年先にはなりますが、低い加入率では市の財政負担が増大するものと思われま。これらを少しでも解消するために、加入率アップに向けた住民に対する取り組みをどのように行っているのか、市当局の考えを伺います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 1番七海 博議員の公共下水道事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、加入者1戸当たりの工事費負担額は、及び現在の加入率について申し上げます。

田村市の公共下水道事業につきましては、平成16年度に船引町の一部が供用開始され、平成18年度には新たに常葉町の一部と船引町の一部が供用を開始する予定であります。順次、大越町、滝根町についても供用開始に向け整備を進めてまいるところであります。

各戸の宅内排水設備の工事費であります。家屋周辺の状況によりそれぞれ条件が異なりますが、例えば合併浄化槽からの接続で重機にて作業が可能で条件がよい場合、1メートル当たり1万3,000円程度で実施されている世帯もありますけれども、実際に工事を行う場合には市の排水設備指定工事店数社に見積もりを依頼し、費用を比較検討して工事を施行していただければと考えております。また、現在供用開始している船引町の対象世帯は758世帯で、うち272世帯が加入しており、その加入率は現在35.9%でありますので、加入促進に現在努めているところであります。

次に、供用開始前のエリア内において、住宅の新築・改築でも合併浄化槽に補助対象にすべきについて申し上げます。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては、国・県・市の3分の1ずつの負担割合で事業を行っておりますが、国の合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱の中に下水道事業の認可区域には補助対象から除外する規定がありますほか、田村市といたしましては下水道の整備後早急に加入接続していただくためにも補助対象としていない状況でありますので、御了承を賜りたいと存じます。これらについても、おただしのように問題点も含まれておることも認識いたしております。

次に、低加入率では市の財政負担が増大するのではないか、加入率アップに向けた取り組みについて申し上げます。

下水道事業は面的整備だけが目的ではなく受益者に加入していただいて初めてその目的が達成するものであります。おただしのように加入者が少なくは財政負担が増大してまいりますことから、公共枵の設置に当たっては同意書をいただいて整備しておりますことから、受益者にはさらに御理解を賜り加入接続していただくことが肝要だと考えております。そのため未加入者に対しましては、下水道利用の手引きを作成し戸別訪問を行い加入の促進を図りつつ、また下水道フォーラム及び下水道まつりなどを開催しながら、より一層の普及及び啓蒙を図っているところでありますが、今後とも加入促進を最重点に実施してまいりたいと考えております。おただしのように財政負担はふえると思っております。

議長（三瓶利野） 七海 博君。



1番（七海 博） ただいまの答弁ですと加入率が35%ですか、ということで、まだ始まって8カ月くらいなのでやむを得ないといたしましても、なぜその加入率が低いのかということは、合併浄化槽を設置したばかりとか、いろいろな財政面とか、いろいろあるとは思いますがけれども、環境問題については10人のうち10人ともやらなくてはならないとわかってはいても、やはり財政問題が一番じゃないかと思います。

エリア内におきましても、加入促進という観点から加入確約書を取り交わしまして、その中で合併浄化槽設置に対して市独自の方策で補助制度を導入する必要があるのではないかと思います。その点についても伺います。

それから、加入率アップに対することですがけれども、エリア内につきましては説明会あるいはパンフレット等で下水道に対する理解を得る施策を講じているようですけれども、全市民に水環境について積極的に啓発する必要があると思いますが、その辺についても伺います。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問の補助の件であります。おただしのように私も考えておりますが、平成17年度本年度の4月から船引町が供用開始されております。となりますと、以前に受けた方、さらには合併浄化槽を設置していない人が、あるいは設置されている方が、それを取り壊す、あるいは新たに下水道に接続になると、数年前に合併浄化槽をつかったのということもいろいろとそれぞれの、接続しない方々の一人一人がまた個人的なものが違うところもございます。これらについても私も認識いたしておりますが、先ほどのいわゆる区域のエリアの中の新築された場合、しかし、すぐに下水道が行かない区域もございます。そういうところについて合併浄化槽を設置する場合には、それらについても今後対応して補助をしなければならないということも考えておりますし、また、その全体的な下水道の補助については、先ほど申し上げましたように、常葉、船引、大越、滝根、終わった時点で新たなまた、どのような補助ができるかが一つの大きな課題だと思っておりますが、今のところスタートいたしましたものですから、じゃ常葉からとか、大越からという、先にスタートしたところの負担金については新たにその助成ができるかどうか、ちょっと難しいところもありますが、なお検討はさせていただきたいと思っております。

また、水環境の啓発についてであります。先ほども申し上げましたように、流域下水道の方でも下水道のフォーラムとか、あるいはいろいろなイベントを開催し、さらには各地域でそれぞれの立場で水環境、あるいは住環境とか、環境問題についてはおただしのと

おりでありますので、これらについても今後とも住民皆様方に御理解を得られるようなイベント、あるいは啓発をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜ります。

議長（三瓶利野） 七海 博君。

1番（七海 博） ただいまの市長の答弁で理解を得たわけでありませうけれども、ここで私からの一つ提案がございます。といいますのは、やはりこの巨額の工事費を使つての公共事業でありますから、それにしても全市民に対する理解を深める啓発が足りないのではないかと思います。我々は市内を車で通りますと、至るところで工事をしているというのはわかりますけれども、全市民にやはり知っていただくというようなことにしなくてはならないと思います。

ですから、パンフレット、ポスター、そういったものの作成はしてあるようですが、私の考えといたしましては、各行政局の玄関に入ったところにポスターでなく電光型の掲示板を取りつけてはどうかというようなことであります。といいますのは、そこには参考までになんですが、文句はどうでもいいですけども、「光る水、ほたる飛び交う下水道」、このようなことで、下水道事業によって、それから合併浄化槽によって水が浄化され、川にこういった蛍が飛び交うと、きれいになったんだという、やはり行政局に来た全市民がわかるような施策を講ずるべきでないかと思いますので、その辺を十分御検討をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

まず、2点目ですけども、石ポッケ登山道の整備についてであります。

ここ数年、観光客が減少している現状に、観光の拠点であるあぶくま洞プラスアルファの周辺地域の開発整備が急務な課題であると思います。あぶくま洞につきましては、ピーク時には70万人という観光客が訪れましたが、最近はこのピーク時の半分以上に、ましてや昨年度は30万人弱という採算ベースぎりぎりの線まで観光客が落ちてまいりました。

そのようなことから、その一つに滝根町入新田から大滝根山頂に至る峯に通称石ポッケという場所があります。ここは岩が折り重なっている場所で、それも峰伝いになっているということで、春にはムラサキツツジ、マツハダドウダン、あるいは山つつじが咲き乱れ、夏には清水平という名称のところはブナ、あるいはその他の木によって森林浴が楽しめるというような場所です。秋には岩の上から下界を見おろしますと、ドウダンツツジの紅葉のすばらしさがあります。この一帯は四季折々の自然のすばらしさは百名山に加えてもよい景観であり、石の大庭園と自然と共生するにふさわしく、登山道の整備と案

内標識等を設置し、新名所として開発することを強く要望いたしますが、市当局の考えを伺います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 石ポッケ登山道の整備についての御質問にお答えいたします。

おただしの石ポッケとは大滝根山の南斜面に位置し、大きな石やさまざまな形をした奇岩石が地表に露出した場所であり、石仏が石ポッケの語源であるとも言われております。石ポッケ一帯は、春はシロヤシロ、ドウダンツツジなどの清楚な花が美しく咲いて、四季折々に自然のすばらしい景観を満喫することができ、石群の雄大さに圧倒される場所があります。

登り口には旧滝根町で平成14年度に駐車場を整備し、乗用車約6台分の駐車スペースが確保されております。また、平成13年に結成されたボランティアの会の活動や御協力により簡易な案内看板や、道しるべの設置、散策道の刈り払いなども行われ、多くの方が訪れていると聞いております。今後さらなる整備をするに当たっては、ごみなどの環境問題や自然動植物などの生態系の影響などが懸念されるという意見もありますので、自然環境への影響にも十分配慮しながら、散策できるだけの整備でよいのかどうかなど、慎重に対応する必要があると考えられますことから、関係機関、団体等と調査検討してまいります。

議長（三瓶利野） 七海 博君。

1番（七海 博） この石ポッケにつきましては、市長にはこの石ポッケの写真等を拝見されたと思いますので、その辺の感じたことについても伺いたいと思います。

この石ポッケにつきましては、大滝根山頂に通る昔からの登山道がございます。鬼穴からブナ平を通過の山頂へと、それから大越町の鬼五郎からシャクナゲ蔵王の登山道がありますが、今回の入新田の清水平を通過の3ルートを結び、石ポッケのよさをPRすれば、県内外から登山者や写真愛好家の方が多くの人たちが訪れ、周辺施設への相乗効果が期待できると思っておりますので、ぜひともこの登山道の整備をしていただきたいと思います。お願いします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 石ポッケの登山道の整備についての再質問にお答えいたします。

私もくまなく歩いているつもりではありますが、まだそこまでは歩いておりません。ただ、写真はおただしのように見させていただきました。これは田村市内にも数多くの名所、あるいはまだまだ隠されている場所が多くあろうと認識いたしておりますので、それ

らも踏まえながら、そして、今後の観光ルートにどう結びつけるか、今現在観光ルートの策定をいたしておりますので、その中に入るのかどうか、委員の方々あるいは職員にもその辺を検討させるようにさせていただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 七海 博君。

1 番（七海 博） ぜひとも、この石ポッケにつきましては登山道整備、これは正式に登山道整備ということになりますと、営林署の入林許可証というのにも必要になるとも聞いておりますし、現在使用している場所は昔植林をし、あるいは木材、木炭を運び出した道を自然ふれあいという民間団体の方々が整備をしている状況でありますので、その辺も含めて今後検討をしていただきたいと思います。

次に、移らさせていただきます。

次に、3 点目の山つつじの群生地金山一帯の整備についてであります。

この地区は星の村ブナ植樹を実施している場所でもあります。牧草地が広がり周辺一帯には山つつじが群生しており、開花の時期には牧草の新緑と赤い花ですばらしい景観を見ることができます。町内から見られた真っ赤な花も数年前から雑木が繁茂してか、開花が減少しており、このままですと、山つつじの群生地が消滅する危機にあります。自然環境の美化を保全することから、群生地の保護整備を行い、観光地として開発すべきと思いますが、市当局の考えを伺います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 山つつじ群生地金山一帯の整備についての御質問にお答えいたします。

大滝根山の南側に位置する金山、標高 961.2メートルは、周辺にツツジ群生地やブナの原生林を散策する遊歩道などが整備された自然豊かな景勝地であり、おおよそ40ヘクタールに3万本のツツジが自生していると言われておりますが、特に強い西風を受けやすい地形のためか、ツツジの開花は毎年一様ではありません。

また、この一帯には精九郎壇と呼ばれる田村市教育委員会指定の文化財や、推定樹齢300年のブナがあります。さらには、水源の涵養を図る目的として、滝根町ブナの植樹祭が行われてきましたが、平成12年の第8回目からは、主催を滝根町から星の村ブナ植樹祭実行委員会に移管して、また、それまでの仙台平から金山地区へ会場を変更し、ことしも約350人が参加し500本の苗木が植樹されております。

金山一帯の整備につきましては、旧滝根町では景勝地として自然保護に配慮しながら、

平成元年から遊歩道の整備やツツジの下刈りなどを行うなどの対応をしてきた経過があります。おただしのように、近年ツツジの群落に雑木等が目立ち始め、ツツジの生育に影響が懸念されている状況にありますことから、群生地の下刈りなど環境整備に努めてまいり考えであります。

議長（三瓶利野） 七海 博君。

1番（七海 博） 整備をするということでありまして、ことしの5月に実施されました星の村ブナ植樹には市長には公務多忙の折、おいでをいただきありがとうございました。その際、山つつじの群生の一部を見ていただいたということでありまして、その辺の感想も伺いたいと思います。

それから、金山の右側にはブナの原生林があります。遊歩道も完備され、和田山、金山、高塚一帯は広大な牧草地が点在しております。ここに26基の風力発電塔の建設も計画されていることであり、金山のツツジの群生地に遊歩道を高塚まで設置することで、先ほど話しました石ポッケへのルートになり、山つつじ、石ポッケ、シャクナゲ沢を一大観光地として開発してはと思います。現在行っている環境観光事業により付加価値をつけている当市は見返りがあるのではないかと思いますので、その辺も含めてお願いいたします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 私も星の村ブナ植樹祭実行委員会においての植樹祭に参加させていただきました。その折に、あの一帯にツツジが生い茂り咲いておりました。そして、おただしのようにいろいろな雑木等が発生し、そのツツジが見られないような状況にありますことから、先ほど部長が下刈りなどを行うことで整備環境を図っていきたいということをお答えいたしましたと思います。

私もこの星の村ブナ植樹祭実行委員会の主催によりまず感想といたしましては、あの一帯大変に景観もよく、そしてまた、ブナの植林もJR東日本の関係者もおいでになって一体となって今まで植樹がされてきたこと本当に心から嬉しく思っております。そしてまた、この地域を守っていかなければならないというのが、素直な感想でございます。

そして、それに伴います遊歩道についてもこれからどう整備するか、あの広場の中に池とか、あるいは橋をかけられたところまで私も私個人で行って見ておりますので、すばらしいところをどのように利活用できるかも考えてみたいと思っております。

そしてまた、先ほど申されましたように風力発電の計画がございます。確かにありますが、いまだ会社の方でそれが東北電力に、いわゆる入札の結果、売れることになればその

ような計画になるとすれば、林野庁との協議の上、新しい道路網の整備、そしてまた、その観光整備にも一躍担うものと考えております。

また、観光のルートにつきましては、先ほど申し上げましたように、全市の一体的なもので、私も大越町の方にあるヤシオ、これは観光バスが大越町の市民の方でもわからないかもしれませんが、そのヤシオというすばらしいもので、全国的なブームで、わかる人が来て観光バスがあつた地域を訪れていると。それを余り広めると、また抜かれたりとかということも心配されることもありますので、どのような方法がいいのか考えながら、全市的なもの、そしてまたこの金山一帯を整備のことにつきましても、さらなる真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（三瓶利野） 七海 博君。

1 番（七海 博） ただいまの答弁で開発に向けて前向きに検討したいということでありますから、そのようにぜひとも早期実現に向けてやっていただきたいと思っております。

それでは、ここで私の要望として 1 点申し上げたいと思っております。

ただいまの質問とは別に要望いたします。

3 月に一極集中でなく、旧 5 町村の特性を生かしたクラスター方式による合併して 9 カ月になります、このことについて市長が積極的に取り組む姿勢に心強く感じているところでもあります。私は合併するならば大きな枠組みですべきと思っていたし、それが今日に至ったわけでもあります。この合併の成果あるいは結果は二、三年ではなく、少なくとも 5 年 10 年先であろうと思っております。その過程で何があろうと、合併前に後戻りは不可能でありますから、このクラスター方式の合併はよく聞いていただきたいですが、5 町のうち 1 町でも合併してクラッター、合併してクラッター方式に絶対ならないよう市長初め市幹部職員の方々には心して市政執行をされることを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（三瓶利野） これにて、1 番七海 博君の質問を終結します。

次の質問者、48 番 箭内仁一君の発言を許します。箭内仁一君。

（48 番 箭内仁一議員 登壇）

48 番（箭内仁一） 48 番 箭内仁一でございます。

くしくも、最後の質問者ということになってしまいました、それを意気を感じて質問をさせていただきます。

まず、第 1 の質問であります、農業振興対策について 3 点ほどお尋ねをいたします。

農水省は効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現する

ためには効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善を行う経営体に各種の施策を集中化、重点していくことが必要との観点から平成16年度より、いわゆる担い手へと各種事業を集中する事業展開がなされてまいりました。

概算要求等々の農水省の資料を見ますと18年度にはなお一層その傾向が強まるということのようでございます。そこで、政策支援の対象となるべき認定農業者、そして集落営農組織、これは主に経営体を有するということの前提があるようでございますが、これらをどのように自治体として育成していくのか。また、その育成に係る支援の方策としていかなるものがあるのか。この点がまず1点目でございます。

2点目として、旧5町村が大同合併いたしまして新市田村市が発足したわけでありますが、その合併効果の一つとして旧町村の垣根を越えた広域的な農地の流動化、利用権設定等により耕作放棄地の抑制や遊休農地の減少を図りながら、先ほどの担い手等の育成を図る事業とあわせて、地域の農業を守るというのが一つの急務の施策であろうかと思えます。その手法の一つとして、最近再び取り上げられてまいりました耕畜連携形態、そして循環型の農業生産というものが、非常に有効であると思うわけですが、これらに対してその方向をどういうふうに示されていかれるのか、その対応をお伺いいたします。

3点目としては、現在絶対数としては多いとは言えないかもしれませんが、Uターン、そしてIターン等による新規就農者に対する手だてであります。現在、県では新規の青年農業者等育成センターなどが新たに農業を始めようとする青年などに対して就農支援資金制度を設けております。これを利用するには認定就農者であることが必須の条件であり、その認定就農者の資格を得るためには、就農計画等々の書類審査によって県の認定が必要になってまいりますが、田村市内において新規就農を希望するものがあるときに、認定就農者への誘導を含めて、どのようにその支援措置をなされていくのか、この3点についてお伺いをいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 48番筋内仁一議員の農業振興対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、担い手となるべき担い手及び集落営農組織等の育成に対する支援とその方向づけについて申し上げます。

農業の方向性が変わり大変難しい時期ではあります。つまり後継者の農業離れが一層進み、耕作放棄地の増加、集落機能の低下等により農村を取り巻く環境は大きく変貌を遂げ

ております。

その現状から後継者の中でも認定農業者は地域農業の中心的な役割を果たしております。現在認定農業者は 191名、田村市内にありますが、この方々の再認定と各地域水田農業ビジョンに位置づけられた担い手のうち、認定農業者になっていない農業者を認定農業者へと積極的に誘導推進しておりますが、なかなか思うようにはいきません。

さらに、本年 9月に設立いたしました田村市農業振興協議会を中心として担い手の育成や認定農業者の経営管理、能力の向上のため、青色申告の講習会や情報の提供をしております。

また、集落営農組織等の育成につきましては、本年 6月に田村農業普及所管内の関係機関、団体で構成する田村地域集落営農推進協議会が設立され、本年度認定農業者がいる地域や、ほ場整備実施地域を中心に33地区の推進を図ることになっております。

田村市においては、21地区が対象となり、集落営農に関するアンケート調査を行い、現在その集計を行っており、その結果に基づき集落座談会を開催し、担い手の明確化や農地の集積、農業機械の共同利用等が集落全体の合意のもとに推進されるよう関係機関、団体が連携して支援を行うとともに、集落における取り組みの推進母体となる農用地利用改善団体の設立を誘導してまいりたいと考えております。

また、平成19年度から実施されます品目横断的経営安定対策の加入対象者は、認定農業者のほか、特定農業団体などの組織となっており、まだガイドラインが示されておませんが、対象となる担い手の育成に努めてまいります。

次に、広域的な農地の流動化による耕畜連携等を含めた振興策へのアプローチについて申し上げます。

合併前は町村を超えての農地の流動化については、両町村への手続が必要でありましたが、合併したことによって一回の手続で済むことになり、経営規模の拡大を志向する農家は田村市全体の中での農地の利用集積を進めることができることとなります。農地の利用集積により、特に水田においては稲わら、転作による飼料作物を畜産農家へ供給し、畜産農家から堆肥の供給を受けることは、耕種農家にとって有機質肥料の投入は消費者が望む安全・安心な米の生産につながり、売れる米づくりを目指すエコファーマー認定推進に大きな影響を与えるものと考えております。

また、化学肥料の減量化を推進するための施策として市内にある大規模な養鶏場、養豚場、酪農家も存在していることから、有機質肥料の有効な利用について関係機関と協議を



しながら推進してまいります。これらの農地の流動化に向けて、市農業委員会と連携を図りながら利用権設定等促進事業に取り組んでまいります。

次に、U・Iターン等による新規就農者に対する支援措置について申し上げます。

本年福島県の就農計画の認定を受けた新規就農者は2名おり、この方々は学卒者で家業の野菜、たばこ耕作に従事しております。また、Uターンによる就農者は1名おります。Uターンによる就農は、家業が農業であるため、経営基盤、家族の支援を受け、農業に従事することができますが、Iターンによる新規就農者への支援としては、福島県農業振興公社が新規就農する場合の農地や家屋の確保方法、作物の選定、技術習得の相談を受ける就農相談会を開催しており、それらを活用してまいります。

また、旧滝根町においては、新規就農者へ就農してから1年後に助成金を交付しておりますが、今後本市においても引き続き実施してまいります。本年に福島県の就農計画の認定を受けた新規就農者については次年度に助成の交付をすることで検討いたしております。

農業関係の担い手育成についても東北農政局と懇談いたしております。

担い手育成、いわゆる後継者の不足、これは農家の皆さんが自分で決めるものは一つありません。これは漁村の方でも同じであります。自分でつくり、そしてその値段が決まれないというところに、そしてまた、所得が得られないということから、農業をしたくてもなかなかできない方もおろうと思っております。それらの対策が施されない限り、田村市の農業の後継者はますます減ってくると憂慮いたしております。それらについても田村市としてもあらゆる検討をしながら、そしてまた、就農対策についても支援してまいります。ただ支援策がどのくらいするかによって、来るのか来ないのかという問題ではなく、その本人がUターンなりIターンをして新規就農者としてやってみたいという方々には土地も提供したり、そういう面では行政としてどんどんやっていく覚悟でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（三瓶利野） 箭内仁一君。

48番（箭内仁一） 今ほど市長から答弁をいただきましたが、2点ほど再質問をさせていただきます。

私の最初の質問の仕方が多少言葉が足りなかったのかもしれませんが、特に1点目は、耕畜連携に係る部分であります。回りで有畜農家、有畜農家というところとちょっと、今は有畜農家じゃなくても畜産農家と言った方がいいのかもしれませんが、家畜のし尿処理に関する規制が施行されて、それぞれある程度の一定規模の経営、牛を置かれている畜産農

家については、家畜のし尿の処理施設を持っておられるわけですが、その方々のお話を聞きますと、一番何が困難なのかという話になりますと、できた堆肥を使っただけなんだと、なかなか。その原因としては、作物によっては単純に有機肥料のみを入れるということが、適否が当然あるわけでありますが、完熟堆肥ということであれば作物にとって非常に有効なものでありますけれども、堆肥散布の労力ですね。例えば、2トン車で山に3台も4台も田んぼに置いていかれても、なかなかそれを散布するのが大変だと。堆肥散布までやっていただけるんだっただらば、おたくの堆肥をお世話になるんだがと。これに一番困るんだというふうなお話があるわけでありますが、そうしたときに、その受け皿としてそういった広域的に田村市内、周辺の三春、小野町も含めてでも構いませんけれども、広域的な運搬手段はあるわけですから、そういった中で堆肥散布等をしていただけるようなコントラクターの育成であるとか、そういったものがやっぱりこの耕畜連携を進める上では非常に重要な要素になっているんだろうというふうに思います。

できれば、第三機関、行政のみでそれをなすということも難しい部分がありますので、以前船引町の時代にもお伺いをいたしましたけれども、第三機関的な農業公社なり、振興公社なり、そういったものにその役割を負わせるという部分は想定しておられるのか、いないのか。これは堆肥散布のみではなくて、先ほど申し上げました広域的な農地の流動化等も含めてその中で窓口的な部分で、それを一元化して管理できるというふうなシステムの組み方も可能かと思っておりますので、そのことが1点であります。

それから、3点目に関してなんですが、今、県では新規就農者について新規就農者の相談窓口、各農業改良普及所等々に設置してあるわけでありますが、田村市部局の中でそういった手軽に相談に行って相談に乗っていただけるような、これは専任の職員でなければならぬということでもないかと思っておりますが、そういった部署を係として配置するお考えはありますか、お伺いをいたします。

議長（三瓶利野） 富塚市長。

市長（富塚宥暲） 再質問にお答えいたします。

家畜農家にとりましては、16年の11月に排せつ物の規制法が実施されて、10頭以上の方がその要件を満たさなければ飼育できないということになりました。

おただしのように、そのし尿の処理についてであります。畜産農家の方々がその堆肥をどこに持参して、どのようにすればいいのか。まだ実施して間もない、1年は過ぎたわけでありますが、そのようなことの直接畜産農家の方々と懇談会を開催しておりません。

でしたので、改めて今おただしの件については、その散布について第三セクターがいいのか、あるいは別なＪＡたむらさんの方とか、あるいは畜産の組合でどういうふうな方法があるのか、検討をさせていただきたいと思っております。

それから、市の取り組みであります、新規就農者の相談について気軽に相談に乗っていただける課、あるいは係の設置をする考えがあるのかについてであります、新規就農者の相談については、これ農業問題では私はないと思っております。いわゆる商店の方々も空き店舗で苦慮していて、どうしても商業の方については質問がないんですね、ほとんど、シャッターをおろしてもそのまま。しかし、農業に関してはもうあらゆるものの議員さんから御質問を受けております。となりますと、その助成というときに農業の方は物すごい市民の方々からも一部ではこれほどまで助成していくんですかという言葉も聞かされております。しかし、日本は農業の国ということから、そして食を守るということの点から、私はそういうふうなことと認識しており、この新規就農者の相談については、本当に先ほど申し上げましたように、自分でやりたいかやりたくないかという心があるかないかであります。そして、やってみたいとしても、所得が得られるかどうか。前にも議員の方から質問がありましたが、55歳でＪＡたむらさんを退職した方々、専門の方々でありますから、あるいは行政の方の退職した方々と、そういう作物についても連携して、自分たちでそういうものをいろいろな面で活躍できる場を退職された方々と一度集まっていたら、私は相談してみたいと考えておりますので、ただ、係の設置までになりますと、新規就農者というと、今職員の方は係となりますと、横断的に横の面がございません。ですから、今の職員の中で新規就農についてもエキスパートな人間を育成して、またエキスパートな人間がいると思っておりますので、そういう人材を配置していきたいと考えております。（「再々はありません」の声あり）

議長（三瓶利野） はい。

48番（箭内仁一） それでは、第２の質問に移らさせていただきます。

前の七海議員さんからも質問があったわけですが、私は生活排水処理と、下水道を含めた生活排水処理対策についてお尋ねをしたいと思えます。

生活環境整備の観点から、汚水処理人口普及率の向上は急務なことでありまして、また水環境保全の意味からも汚濁負荷の削減は年々大きな問題となっております。その方策として現在市では公共下水道と個別設置型による合併浄化槽の設置事業を推進しているわけですが、集合処理と個別処理を効率的に組み合わせ、限られた厳しい財政状況の中で費用

対効果を最大限に高めていくことが必要と思われます。

そこで、現在進められております下水道計画の基礎とした家屋間限界距離をお伺いをいたしたいと思いますが、できればそれぞれゾーンニングがなされているかと思いますが、ゾーンニングとの家屋間距離、これ一定でやっていけば一つで結構なんです、ゾーンニングごとに多少の差があるとすれば、ゾーンニングごとに御答弁をいただければ幸いです。

それから、冒頭で申し上げるべきでしたが、通告書に記載の「現在の下水道計画の元とした」という「元」は「元気の前」を書いてしまいましたが、「基本の基」に置き換えて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 生活排水処理対策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、集合処理と個別処理を効率的に組み合わせ、費用対効果を最大限に高める必要があると思うが、現在の下水道計画のもととした家屋間限界距離について申し上げます。

快適な生活環境づくりと公共用水域の保全のため、生活排水処理対策が急務であり、下水道事業や農業集落排水事業の集合処理と、各戸に設置する合併処理浄化槽の設置による個別処理による整備を進めているところであります。

おただしの家屋間限界距離についてであります、集合処理と個別処理の経済分岐点を1家屋当たりの管渠距離で表現したものであります、集合処理においてその距離以上離れた家屋を管渠によってつないで集合処理を行う場合には、個別処理を採用する場合より非効率的であると言われる家屋間限界距離はゾーンを設定し、おおむね40メートルを基準として計画されております。（「部長、質問があと二つありますので」「すみません、私も今気がつきました」の声あり）

議長（三瓶利野） それでは、申し上げますけれども、質問者の方から質問の漏れと言ったらおかしいですけれども、通告しておいたもので、あと2点、質問漏れがあったようですので、それをつけ加えていただいて、その後に当局の答弁をさらにつけ加えてもらおうと、このようにしたいと思っておりますので、続けて質問をお願いします。

48番（箭内仁一） 大変申しわけありません。

通告した質問を質問せずにお伺いをしてしまいました。

それでは、質問を続けさせていただきますが、2点目として、現在実施している個人設置型の浄化槽設置整備事業、これを市町村設置型の浄化槽市町村整備推進事業へと移行

し、その普及を加速させる必要があると思います。また、現在合併浄化槽の設置に係る補助は、合併直後ということもあり、午前中の質問でもありましたけれども、3年を目途にこれを調整するんだという合併協定書に基づいて実施されているわけですが、一日も早くその調整はされるべきだと思いますし、また、その調整が下がった場合に、上に調整するのか、下に調整するのかによって、市民の受けとめ方としては大変差が出てまいることになるんだろうと思います。そのときに浄化槽の市町村設置整備推進事業を導入することによって、それが一元化されるわけでありまして、また受益者負担金等々の財源の透明化を図る上からも、公共下水道事業と合併浄化槽の設置整備推進事業を一体化した企業会計をもってすれば、一元化していけば、そういう意味からも非常に有効な手段であるというふうに考えますので、この市町村整備推進事業へと移行するお考えはありますか、大変申しわけありませんが、お尋ねを申し上げます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 2点目の合併処理浄化槽設置事業を浄化槽市町村整備事業に移行すべきについて申し上げます。

田村市では国の浄化槽設置整備事業の個人設置型により、国と県が市に助成し、田村市が浄化槽設置者に対し補助金を交付する制度によって合併浄化槽の整備を図っており、今年度は約220基を予定しております。

個人負担につきましては、地形的条件により個々の契約内容は異なりますが、工事費の約6割程度の負担となっております。

また、浄化槽市町村整備事業につきましては、市みずからが設置主体となって、浄化槽の面的整備及び維持管理を行うものであり、生活環境の保全や水質保全対策等においては極めて有効な事業であります。負担割合は、国が30分の100、県が30分の22.5、市が30分の147.5であり、個人負担は30分の30であります。なお、国・県補助金を控除した85%の起債が充当でき、その50%が交付税措置されることとなっておりますが、財政負担が合併処理浄化槽設置整備事業と比較いたしますと、約2倍になることから、財政状況と下水道事業の全体計画及び拡大認可区域の見直し等を勘案しながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

議長（三瓶利野） 箭内仁一君。

48番（箭内仁一） 今、部長の方から答弁がありました。1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

現在行っている合併浄化槽の個人設置型の事業と比較した場合に、市の財政負担が倍になるという御返事でしたが、私は先ほど質問の中でも申し上げましたが、公共下水道と一元化を図った上で、合併浄化槽の市町村設置整備事業を推進していけば、いかにかなということをお願いしましたが、これは当然受益者負担、国の環境省でやっている事業をそのまま受けとめれば 30分の30が受益者の負担ということですが、公共下水道と同じ受益者負担ということになれば、その部分は田村市の持ち出し分を圧縮できるということですので、その辺も考慮した上で、これに取り組むお考えを再度お聞かせいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） まず、市町村設置型事業の場合の課題がございまして、まず一つは区域の設定でございます。御承知のように、現在下水道区域と合併浄化槽区域が分かれておりますが、下水道区域につきましては見直しという点が生じてまいります。それに伴って合併浄化槽区域をどのようにしていくのかということでございますので、そのときに、市町村型の合併浄化槽設置事業をどうするかということを検討していきたいと。

それから、もう一点は、議員おただしのとおり、個人受益者負担につきましては少ないということで認識はしておりますが、市の方で負担する財政的な面はどうかということになってまいりますと、現在の個人型の設置型よりも費用の点でふえるという点もございまして。なおかつ、地方交付税に50%参入されるということですが、各事業とも私どもの所管の中では地方交付税に織り込まれているというようなお話を国ないし県の職員からお聞きしておりますけれども、反面、地方交付税の総額は年々減少してきておるのが実態であります。そういうところで、交付税に50%含んでおると言われながらも、実際としてはどのくらい含んでおるのが、不明な点があるということでもあります。

これから合併浄化槽あるいは下水道の区域を見直していく過程でございますので、その中で住民説明会も当然必要であります。そういう中で住民の合意なり、意見なりをお聞きいたしまして、検討をしてみたいというふうに考えてございます。

議長（三瓶利野） 箭内仁一君。

48番（箭内仁一） 大変申しわけありません。再々質問ということになりますが、部長がおっしゃる趣旨はおおむね理解はしております。

確かに、市としての持ち出しはただいま現在行っている個人設置型よりは多いということとは私も承知はしておるわけですが、ただ、承知した上で申し上げますと、公共下水道計

画区域内の住人は公共枿1基当たり24万円の負担で快適な水洗化された生活ができると。区域外の住民については、例えば5人槽で申し上げれば、環境省の試算というか、指数として使っているのは88万円の設置事業費ということでありますので、6割負担ということになれば約50万円から60万円弱の負担になる。その差は当然あってはならない差ではないのかなというふうに私考えますし、また一つの方法として、国は今年度より污水处理施設整備交付金制度というものを創設いたしました。

これは平成17年度予算について申し上げますれば、農水省、国土交通省、環境省、それぞれ事業は集落排水事業、公共下水道、浄化槽の設置事業ということでありますけれども、総額で490億円の交付金制度を創設したわけでありますが、これらを合わせて使用できるわけでありますから、現在福島県内でも2町村だったと思いますが、岩手県では7町村ほど、この制度、今年度からの創設事業でありますが、使って事業展開をしている。そして、この污水处理の整備交付金については、それぞれの3事業を横断して使ってもいいよということでありますので、非常に有効な制度であると思います。ぜひ、こういったものを有効活用いただきまして維持管理、特に合併浄化槽の場合、維持管理によって、その機能が大変、排水の汚染度に差が生じてまいりますので、先ほど申し上げましたように、下水道局というような形で一元化して、合併浄化槽の維持管理まで市がやっていくんだよということになれば、当然環境に対する汚濁負荷は軽減できるわけでありますから、ぜひそういった方向に進めていただきたいというふうに考えております。

再々質問ですから、一応再々質問と言っちゃいましたから、所見をお聞かせいただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 塚原産業建設部長。

産業建設部長（塚原 正） 再々質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたように、下水道区域の見直しが最初に前提となってまいります。その時点で、いわゆる市町村型の浄化槽設置事業が妥当なのか、あるいは今までどおり個人型の設置事業でいくのか、改めて住民の方々の御意見、あるいは受益者負担の問題、市の財政負担の問題と総合的に検討をさせていただきたいと思います。

議長（三瓶利野） 箭内仁一君。

48番（箭内仁一） では、第3の質問をさせていただきます。

地方分権に基づく市政運営についてということでお伺いをいたしますが、三位一体の改革など、地方分権が言われる中、基礎的自治体としての新市建設計画を推進する上で、将

来的に田村市独自の政策・施策が必要となると考えますし、また、ぜひそうあっていただきたいというふうに考えております。その際、独自の条例や要領をつくるということになりますと、当然、国の準則や要綱というものに頼ることはできなくなるわけでありまして、独自の条例、または規則を策定するということから考えますと、当然、これは職員の人員配置や職員の育成とか、そこにかかわってくる部分ではありますが、政策法務ということが当然必要になってくようかと思えます。

全国的に見れば千葉県、そして東京都の三鷹市などでは、自治体としても政策法務室を設置して行政訴訟等々の対応、また自前の条例化の成案化等を実施している自治体も出ておりますので、田村市としてもぜひ他に先駆けて先進的な自治体運営を行っていく上から、そのような対応をお願いしたいと考えるところではありますが、当局の所見をお伺いをいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。富塚市長。

市長（富塚宥暲） 地方分権に基づく市政運営についての御質問にお答えいたします。

政策法務についてのおただしであります。将来にわたって田村市独自の政策を決定する上で非常に重要な役割を担うのが、政策法務であることは私としても認識いたしております。

現在、国は県の副知事、出納長、市町村におきましては助役、収入役、あるいは教育委員会、農業委員会のあり方について検討している旨の報道がなされております。これも地方分権においてはおただしのとおり、田村市としての条例あるいは規則、要綱なども決定しなければならないことが今後出てまいりますし、ただ、今現在もその独自の条例もあります。これらは合併以前のことではありますが、旧5町村では、いわゆる政策法務についてはほぼ企画部門で担当しておりましたが、旧船引町ではかつて政策室を設置したことがございます。設置するとすれば、所掌事務、権限、あるいは専門職員の育成などについて十分調査研究しなければ、政策室の果たす役割が働かないということもありますので、単に調整機関となってしまうことになれば、大変政策室のあるいは法務ということができない可能性もございます。

ただ、市としておただしの件は十二分に理解しておりますし、また職員の配置ができるかどうか。これは専門の農業、あるいは商業、あるいは企業の誘致、あるいは政策、税、あるいは福祉、そのプロ的なものの政策通をそろえておかなければ、今後の田村市の発展もないものと思っておりますので、政策法務についても十分検討してまいります。



議長（三瓶利野） 箭内仁一君。

48番（箭内仁一） それでは、再質問ということになりますと答弁が必要になってまいりますので、最後の質問者という立場から、ぜひ今の市長さんの答弁の中でそういったことも含めて、今後の市政運営の中で対応していくということでございますので、私の要望ということになりますが、今定例会でも多くの同僚議員からクラスター方式を基本とした市政運営の事項についていろいろと質問がなされたわけですが、私は一つ、唯一危惧される部分として、クラスター方式という言葉にあまり惑わされるということはいかななものかなという考えも持っております。というのは、クラスター方式というのは市民の皆さんの説明会等々でもありましたが、あくまでもブドウの房でありますから、それぞれの一つの粒が大きくなる、そのことをあまり重視する余りに画餅が長くなって、外から見たらブドウではねえばいというような市政にならないように、ぜひ市長にはかじ取り方をお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（三瓶利野） これにて、48番箭内仁一君の質問を終結します。

---

議長（三瓶利野） これをもちまして、本日予定しました通告による一般質問は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後4時05分 散会

